

TRAFFIC Online Report Series

No. 13

THE ROLE OF
CITES IN
COMBATING
ILLEGAL
LOGGING ~
CURRENT AND
POTENTIAL

違法伐採の阻止における
ワシントン条約の役割—
現状と将来性

チェン・ヒン・ケオン

TRAFFIC International
July 2006

TRAFFIC[®]

This report was published
with the kind support of



Published by TRAFFIC International,
Cambridge, UK

©2006 TRAFFIC International
All rights reserved.

All material appearing in this publication is copyrighted and may be reproduced with permission. Any reproduction in full or in part of this publication must credit TRAFFIC International as the copyright owner.

The views of the author expressed in this publication do not necessarily reflect those of TRAFFIC network, WWF or IUCN.

The designations of geographical entities in this publication, and the presentation of the material, do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of TRAFFIC or its supporting organizations concerning the legal status of any country, territory, or area, or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

The TRAFFIC symbol copyright and Registered Trademark ownership is held by WWF. TRAFFIC is a joint programme of WWF and IUCN.

Suggested citation: Chen, H.K. (2006). *The Role of CITES in Combating Illegal Logging ~Current and Potential*. TRAFFIC International, Cambridge, UK.

Front cover photograph: Alerce trees
Fitzroya cupressoides, Lago Frias, Bariloche,
Argentina.

Photograph credit: WWF-Canon/James
Frankham

出版元：トラフィックインターナショナル、
ケンブリッジ、英国

©2006トラフィックインターナショナル

このレポートの著作権は
すべてトラフィックインターナショナルに属します。
本報告書の無断転載はお断り致します。
転載ご希望の際はトラフィックにご一報ください。

このレポートの著者の意見は、
必ずしもトラフィックネットワーク、WWF、
又はIUCNの意見を反映しているとは限りません。

このレポートの地理的名称、および資料の表記は、
いかなる国、領土、地域、当局の法律の現状、
もしくは境界、国境の設定に関するトラフィック
または、その支援機関の意見を反映するものではありません。

トラフィックのシンボルの著作権、登録商標の
所有権はWWFに属します。トラフィックはWWFと
IUCNの共同プログラムです。

THE ROLE OF CITES IN COMBATING ILLEGAL LOGGING
～ CURRENT AND POTENTIAL

違法伐採の阻止におけるワシントン条約の役割
－現状と将来性

チェン・ヒン・ケオン 2006年6月

和訳：トラフィック イーストアジア ジャパン



Credit: WWF-Canon/Alain Compost

Extracting agarwood in Kayan Mentarang National Park,
Eastern Kalimantan, Indonesia.

目次

| | |
|---|-----|
| 謝辞 | ii |
| 略称リスト | iii |
| 要旨 | v |
| 背景とイントロダクション | 1 |
| 違法伐採と、その管理の手段 | 1 |
| 違法伐採と木材取引に関する近年の国際的イニシアティブ | 2 |
| 方法 | 3 |
| 「違法伐採」と「違法木材」の法的・実用的定義 | 3 |
| ワシントン条約：概要 | 9 |
| ワシントン条約の樹木種掲載の歴史 | 11 |
| ワシントン条約が違法伐採の問題に対処する能力 | 12 |
| 取引を監視すること | 13 |
| 伐採の持続可能性 | 15 |
| 動植物保護に関する国内法を厳守する | 18 |
| ワシントン条約の施行のために国内法を制定し執行する | 18 |
| 国際協力を促進し、変化を生じさせる力としてのワシントン条約 | 19 |
| よく似た種の掲載に関する規定 | 20 |
| 附属書の選択 | 20 |
| ケーススタディ 1: アレルセ <i>Fitzroya cupressoides</i> (附属書 I) | 22 |
| ケーススタディ 2: マラッカジンコウ <i>Aquilaria malaccensis</i> (附属書 II) | 25 |
| ケーススタディ 3: ラミン <i>Gonystylus</i> spp. (附属書 II) | 29 |
| ケーススタディ 4: オオバマホガニー <i>Swietenia macrophylla</i> (附属書 II) | 32 |
| 結論 | 36 |
| 提言 | 37 |
| 参考文献 | 40 |
| ANNEX1 : ワシントン条約の附属書に掲載されている樹木種と、関連した注釈 | |
| ANNEX2 : 決議 10.13 (CoP13 で改訂) 木材種に関する条約の実施 | |
| ANNEX3 : 決議 9.25 附属書 III への種の掲載 | |
| ANNEX4 : 決議 12.8 (CoP13 で改訂) 附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討 | |

謝辞

本調査に当たっては、多くの方が貴重な時間、専門知識、独自の調査、専門的な助言を寄せて下さいました。インタビューや手紙のやりとり、未出版の報告書、個人の資料を通して多大な情報を提供して下さいました方々に心からお礼を申し上げます。この報告書は、各国のトラフィック事務所のスタッフの方々の協力と援助によりはじめて完成することができました。ことにトラフィックサウスアメリカ（ヒメナ・ブイトロン氏）（以下敬称略）、トラフィック東南アジア・トラフィック東アジア（石原明子、ジョイス・ウー）、トラフィックノースアメリカ（ティナ・レナード）、トラフィックヨーロッパ（アレクサンドレ・アフレ、ウルフガング・キャゼ）、トラフィックインターナショナル（テレサ・ムリケン、ジュリー・グレイ、サブリ・ザイン）にはお世話になりました。特にこの報告書を編集したジュリー・グレイにお礼を述べます。

また内容の事実に関して以下の方々にコメントとアドバイスをいただき感謝しています。ワシントン条約事務局の反密輸・偽造・組織犯罪シニア・スタッフのジョン・セラー、科学（植物）担当ミレーナ・シュミット、世界銀行の方々（ナリン・キシヨル他）、トラフィックサウスアメリカのベルナルド・オーティス、トラフィックインターナショナルのサブリ・ザイン、トラフィック東南アジアのジェームス・コンプトン、ユージン・リー、トラフィックヨーロッパのアレクサンドル・アフレ、また指導と援助をいただいたトラフィックインターナショナルのステイブ・ブロード、そしてこの調査を通じて忍耐強く支援を続けてくださった世界銀行のナリン・キシヨルに感謝します。

またトラフィックは、世界銀行の PROFOR (Program on forest) の賛助、本報告書の完成段階に寄付をいただいたラフォード・モーリス・レイング財団に謝意を表します。

略称リスト

| | |
|----------|---|
| AC | CITES Animals Committee |
| AAC | Annual Allowable Cut |
| AFP | Asia Forest Partnership |
| CBFP | Congo Basin Forest Partnership |
| CIFOR | Centre for International Forestry Research |
| CITES | Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Flora and Fauna |
| Conf. | Conference |
| CONAF | Chile's Corporación Nacional Forestal (Forest service) |
| CoP | CITES meeting of the Conference of the Parties |
| EU | European Union |
| Eurostat | Statistical Office of the European Communities |
| FAO | United Nations' Food and Agriculture Organization |
| FLEG | Forest Law Enforcement and Governance |
| FLEGT | Forest Law Enforcement and Governance and Trade Action Plan |
| FSC | Forest Stewardship Council |
| HS | Harmonised System of classification of goods in international trade |
| IBAMA | Brazilian Institute for the Environment and Renewable Natural Resources (<i>Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis</i>) |
| ILO | International Labour Organization |
| INRENA | <i>Instituto Nacional de Recursos Naturales</i> , CITES Management Authority, Peru |
| ITTO | International Tropical Timber Organization |
| IUCN | IUCN-The World Conservation Union |
| LEI | <i>Lembaga Ekolabel Indonesia</i> —Indonesian timber certification scheme |
| LSS | Large Squares and Scantlings |
| MA | CITES Management Authority |
| MWG | CITES Big-leaf Mahogany Working Group |
| NC | CITES Nomenclature Committee |
| NDF | CITES Non-detriment Finding |
| NGO | non-governmental organization |
| PC | CITES Plants Committee |
| PEFC | Pan-European Forest Certification |
| PHKA | Directorate General of Forest Protection and Nature Conservation, Ministry of Forestry, Indonesia |
| PIAIL | United States' President's Initiative Against Illegal Logging |
| PWG | CITES Plants Working Group |
| SFI | Sustainable Forest Initiative |
| SFM | Sustainable Forest Management |
| SIF | National Forestry Superintendence, Bolivia |
| SIVEX | Single Counter System for Exports (SIVEX) under the Secretary of Industry and Commerce, Bolivia |
| SKSHH | Indonesian certificate of forest product legality (<i>Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan</i>) |
| spp. | species |
| TNC | The Nature Conservancy |

| | |
|-------------------------|---|
| TPTI | <i>Tebang Pilih Tanam Indonesia</i> (Indonesian silvicultural system related to diameter size and agestructure) |
| TWG | CITES Timber Working Group |
| UNECE | United Nations Economic Commission for Europe |
| VMARNDFs Development | Bolivia's Vice Ministry of the Environment, Natural Resources and Forestry |
| WCO | World Customs Organization |
| WWF | WWF, the global conservation organization |
| WSSD | World Summit on Sustainable Development |

要旨

近年、様々な組織が、違法伐採についての統計を分析し、ボリビアやブラジル（アマゾン）、カメルーン、コロンビア、ガーナ、インドネシア等で伐採されている木材の、20%～85%が違法であると推量し、結論づけようとしてきた。しかしその推量はどれも、信頼できるデータに十分基づいておらず、またそれぞれの違法行為に関し、特定の量や割合の詳細を十分に提示していない。

違法伐採や違法な木材取引は深刻な問題であり、それに対して現在、地方、国、地域、国際的レベルで様々な努力がなされている。最近では、違法伐採の実状を明らかにし、それを解決すべく多様なイニシアティブがとられている。1998年におこなわれたバーミンガムのG8サミットでは、違法伐採について、2001年にはアジアの森林法施行管理（FLEG）に焦点が当てられた。また2002年にヨハネスブルクで開かれた持続可能な開発世界サミット（WSSD）では、アジア森林パートナーシップ（AFP）とコンゴ盆地森林パートナーシップ（CBFP）が設立された。インドネシアのようにいくつかの国の政府は、国内で起こっている違法伐採に関連する問題について緊急の支援を得るべく、貿易相手国と、二国間または地域的な同意をかわすにいたった。ヨーロッパ共同体（EU）は違法伐採の問題に対し、森林法施行・管理・貿易行動計画機構（FLEGT）を設立した。それにより、少量の未加工品および最小限度の加工品について、貿易相手国との、自発的で相互的な、合法的木材の輸出許可システムが設けられる。生産国と消費国との間の唯一の熱帯木材商品協定である国際熱帯木材機関（ITTO）は、熱帯木材の国際取引にのみ関わっているが、違法伐採を解決すべき重要な問題と位置づけている。世界銀行は1980年代初めより、森林法と森林管理の問題に関わっている。同銀行は2001年より、国際的および地域的に森林法施行管理FLEGの活動に積極的に関わってきている。前述のFLEGアジアをもとに、アフリカやヨーロッパ、北アメリカでもFLEGイニシアティブを進めている。

これらの国際的イニシアティブに先立ち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）は、すでに木材と木材製品の国際取引についての規制の枠組みを提供していた。ワシントン条約は、絶滅の危機に瀕する特定の種について国際取引を規制し、また過剰な採取による影響をうけやすくなっていると考えられるその他の種についても、取引を監視・規制することを目的とする。同条約は、167の締約国を擁し、木材を含め野生動植物種の国際取引を規制できる、唯一の国際的なメカニズムであると考えられている。さらにそれは、違法伐採の問題を解決する役割を担うこともできるはずである。そのような役割を評価する上での難点のひとつは、「木材製品の合法性」について、国際的に受け入れられた定義がないことであると考えられる。合法性の定義の範囲は、広範にわたっている。

許可システムにより規制・監視が行なわれるワシントン条約の附属書掲載種は、附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3つの附属書に分類される。ワシントン条約掲載種の取引規制は、動植物（生死に関わらず）の個体だけでなく、識別可能な部分・派生物をも含む。締約国は、国内法を採用することにより、同条約を施行することが義務づけられている。

ワシントン条約で、国際的にもっとも重要視されている樹木種は、オオバマホガニー *Swietenia macrophylla*、アフリカのアフロルモシア *Pericopsis elata*、東南アジアのラミン *Gonystylus* spp. である。非木材の森林製品としてもっとも重要なのは、その芳香で知られた価値の高いマラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* であろう。

世界銀行は、違法伐採の問題に対処する上でのワシントン条約の役割について、以下の点についてトラフィックに調査を依頼した。

- ・ 森林と木材取引の違法性の問題について、法律と管理手続きに関する情報を集めること。
- ・ 「違法伐採」および「違法木材」という言葉について、法的また実用的に定義すること。
- ・ 上記の定義に基づき、違法性の範囲を分析、記録すること。また違法伐採を減らし森林の管理を高めるために、ワシントン条約の3つの附属書について、同条約がもつ機会と制約を分析すること。具体的には、以下の点について検討すること：管理と政策、法律、「有害でないという判定」(Non-detrimental Finding) 調査（ワシントン条約により義務づけられる、後述参照）、施行と罰則、取引製品の識別、訓練、調整、国際的支援
- ・ 違法伐採を規制するために、ワシントン条約を各国の施策と一体化する方法について提言を作成すること。

ワシントン条約のなかで活用することのできる様々な手段を検討した結果、木材取引や違法伐採の規制を支援するには、同条約にいくつかの側面があることが結論づけられた。それには以下のものが含まれる。

- ・ 監視（許可）システム。締約国から条約事務局に提出される取引に関する年次報告書や、関連するワシントン条約取引データベースの保管が含まれる。
- ・ 持続可能な採取を条件とする。
- ・ 動植物保護のため、輸出する締約国が国内法を厳格に遵守する義務。
- ・ 条約施行のために、国内法を制定し執行する義務。

また、

- ・ 「よく似た種（‘look-alikes’）」の識別に関わる問題の実際的解決、
- ・ 変化の促進要因や国際協力を実現するための機関としての価値

というワシントン条約の規定は、違法伐採に影響を与える可能性があるものとして認識されるべきである。

ワシントン条約の**監視機構**は、輸出と輸入の両方をカバーしているので、違法に伐採された製品が探知を逃れることを難しくする可能性はある。許可には規定された手続きがあり、積荷ごとに書類が添付される。これは国内法規がワシントン条約の規定とすでに一体化している場合を除き、現行の国内森林規定の条件に追加される義務である。森林を管理するために、締約国の管理当局、例えばブラジルの IBAMA やペルーの INRENA など、を指定することは、木材取引の監視のために大変よいことである。しかし多くの国では、同条約の管理当局は、野生生物局など、森林管理の責務をもたない局であることが多い。そのような場合、取引規制の執行と、森林を管理する国内法の施行には、調整作業が特に重要になる。国内の規制や法律がワシントン条約と接点をもたない場合は、特にそうである。実情に関わらず、理論的には、ワシントン条約の取引データは取引種に関するもっとも包括的なものであり、違法取引に関するデータは、違法伐採を突き止めるのに利用できる。

ワシントン条約は、附属書 I および附属書 II の掲載種の取引に関する**持続可能性**を重視している。この目的を達成するため、当該種には「有害でないという判定」を義務づける方策がとられ、それは著しい取引の再検討に基づいている。「有害でないという判定」とは、附

属書Ⅱ種の輸出のための採取、そして、量は少ないが、附属書Ⅰ種の採取が、その生育域の生態系で、当該種が担う役割を果たすことを阻害するかを決定するものである。著しい取引の再検討は、検討の対象となる種について、生物学的評価と、取引、規制に関する評価を行う。「検討」の提言は、植物委員会または動物委員会に承認されれば、対象となる締約国に施行の義務を負わせ、提言に従わせるため罰則を与えることもあり得る。これによりワシントン条約は、違法の可能性もあり持続可能でもない伐採の問題に対処できるのである。

ワシントン条約の施行は国際取引に焦点を当てるが、同時に国内法との重要で具体的なつながりをもつ。同条約は、輸出する締約国が**動植物の保護に関する国内規定**を厳守している場合にのみ、輸出許可書を発行するものと定めている。したがって同条約の許可書と証明書は、取引される木材が、当該国の野生生物保護法にのっとって採取されたことの証しとなり、もしその保護法が木材の採取を規定するものなら、違法伐採の防止につながるはずだ。しかしワシントン条約の許可書に関する規定と採取に関する規定には、ずれが見られる場合があり、違法伐採による木材を取引から排除する能力は、当該締約国で規定している国内法と管理システムの能力を上回ることができない。実際に締約国は、木材について、森林から許可申請までの流れを確認するという基本的段階すら踏んでいない。

ワシントン条約はまた、条約を正しく施行すべく法律を制定し執行することを締約国に義務づけることで、違法伐採の問題解決に寄与している。したがって、掲載されている樹木種の持続可能な採取を確認することももちろん義務づけている。

ワシントン条約は、そのよく似た種の規定により、識別困難な種を保護する上で、ある程度の解決策を提示している。最後に、同条約は**国際協力の原理**に基づく重要な国際機構として、締約国に特定の義務を課すだけでなく、各国内において**自然保護活動を活性化**する刺激ともなり得るようである。

違法伐採の問題に対処するには、ワシントン条約の様々な側面がその役割に貢献できるが、その影響力は、どの附属書が適用されるかによって異なる。深刻な絶滅の危機に瀕している種に対する国内での規制を補うのに**附属書Ⅰ**が有効であると考えられる締約国もある。もし取引が、種の存続を深刻かつ決定的に脅かしていると証明されれば、附属書Ⅰへの掲載を申請することが、国際取引の需要から種を守ることに役立つ。また種を附属書Ⅰに掲載する提案を喚起するだけで、多量の伐採と取引を行っているいくつかの生産国に対し、当該種を過度の伐採から守るためにさらなる処置を講じるよう、強い動機を与えることができる。しかし附属書Ⅰは慎重に取り扱う必要がある。なぜなら、それは持続可能な利用と管理を促進する動機を排除し、また生計にも影響を与えるからだ。また、条約適用以前の在庫分を使ったり留保するなどして、それを巧みに回避することもできるのである。アレルセ *Fitzroya cupressoides* の場合、附属書Ⅰに掲載したことで、その需要、そして違法伐採が減ったようである。それはワシントン条約の取引データにある同種の輸出の顕著な減少に示されている。他の木材種も附属書Ⅰに掲載すれば、同様のよい結果が得られることもあり得るが、すでに注意したとおり、附属書Ⅰは最後の手段であるべきである。

附属書Ⅱへの掲載は、伐採や木材取引に関する法律が弱い生産国においては、規制の枠組みを変えていく上で大きな力となり得る。それは、取引規制の法律が不十分であったジンコウの生育国で、効果があったように見える。ワシントン条約は変化の促進要因ということになりそうである。しかし同条約の必要条件が、伐採に関する国内規制と一体化し、その管理手順を作成するなど直接的に協力をしない限り、違法伐採を抑制するのに同条約が力を発揮

しきることは難しい。「有害でないという判定」や著しい取引の再検討などにおいて必要とされる要求も、国内規制との一体化を実現してはいない。

附属書Ⅲに種を掲載している締約国は、当該種を保護する意志をすでに表明している。なぜなら効果的に掲載を執行することを含め、この目的のために国内規制すでに十分に整えているはずだからだ。規制には、ラミンの違法伐採を減らすためにインドネシアが採択したような、かなり厳格な法規定もある。附属書Ⅲへ掲載することは、問題意識を高め、取り締まり規制を強いるため、他の締約国からの協力も得やすくするだろう。もっとも、他の生育国への影響には疑問がある。附属書Ⅲは、監視と規制において附属書ⅠとⅡほど厳格ではなく、またその種の生育国は、持続可能性を示す義務を負っていないのだ。附属書Ⅲへの掲載が功を奏しなかったと考えれば、締約国は当該種を附属書Ⅱへ移行することができる。ただしその場合、附属書Ⅲ掲載種に関する施行を改善した締約国も、附属書Ⅱへ掲載するためにはさらに追加条件を満たすことが求められる。

違法伐採を取り締まる国レベルの施策をワシントン条約と関連づけるために、以下のような多くの提言が採択され得る。

監視

- ・ ワシントン条約の附属書に掲載されている樹木種を輸出するすべての国は、違法活動を明らかにすべく、当該種に由来する製品の流通過程（CoC）を追跡する方法を開発しなければならない。それは管理当局の責任であり、後述のチェックリスト上でひとつのチェック項目として挙げられるべきである。同条約の輸出許可書の発行は、流通経路における要求事項が整っていること確認されていることを条件とする。
- ・ 輸入国のワシントン条約の管理当局と税関は、合法的な採取であることの証明とするため、積荷に添付される書類を追加して要求することができる。そのような書類の例として、伐採権の証書や輸送許可書などがある。これにより輸入国はより厳しい方法をとることになるので、国の主権や信用の問題についても考慮する必要がある。
- ・ ワシントン条約締約国、特に附属書に種の掲載を提案した国の科学当局は、取引データベースのデータを定期的に分析し、違法取引の疑いのある事例を明らかにすること。
- ・ ワシントン条約事務局は、世界における取引を定期的に検証し、その結果を同条約植物委員会に提示する。取引データの比較分析により違法な採取が行われている地域を明らかにし、更なる調査をすることができる。
- ・ 附属書に掲載されている木材種の輸出国は、同条約の施行過程に森林局が関われるように対策を講じること。例えば正式な部署間の協力関係や政策決定の仕組み、また森林局を木材種の管理当局に正式に任命することを通じて行なう。
- ・ ある締約国内で、木材資源を管轄するさまざまな機関と、管理当局が協力関係をもつことは、その機能が同じ部局の中にあろうがなかろうが、科学当局との協力同様に優先されるべきである。ワシントン条約の施行を成功させるためには、協力体制が不可欠である。ワシントン条約の許可書や証明書を発行する前に管理と取引の全段階に規制条項を

適用する能力が、持続可能性と合法性を確実なものにする。この調整能力は、種の識別に関する問題の解決、不正書類の識別、密輸やロンダリング防止など、条約を施行していくための様々な任務で発揮されるべきものである。

持続可能性

- ・ 持続可能な森林管理に関する国内基準が遵守されるために、ワシントン条約が取るべき施策は以下の通りである。
 - ・ 木材種について著しい取引の再検討を行なう時は、ワシントン条約の「有害でないという判定」の条件と、森林管理の基準・施行との間でしっかり調整をすること。
 - ・ ワシントン条約に掲載された木材種について、「有害でないという判定」を行なう上で、生育国は協力を必要としている。国際団体が、マホガニー類に関する「有害でないという判定」調査に援助を提供しているが、条約に掲載されている他のすべての木材種については、専門的な支援と経済的な援助が、より求められている。「有害でないという判定」に関して、IUCN（国際自然保護連合）は技術的な要求事項に関する理解を助けるためのワークショップを開いている。様々な国と地域で、同様のワークショップがもっと行われるべきである。
 - ・ ワシントン条約事務局は、国内の条約掲載樹木種の年間採取量を定めるため、その基盤となる森林管理計画と森林調査記録の作成を命じたかどうかすべての生育国に確認すべきである。この確認は、NGO など独立組織と共同で行なうこともできる。その結果は常設委員会に報告され、常設委員会は、違法伐採による影響を減らすよう改善されているか監視する。

国内規定

- ・ 許可に関する決定をする上で、合法的な入手というワシントン条約の必要条件がもっと強調されるべきである。
- ・ 条約に掲載されている樹木の製品を輸出する各国は、管理当局のために、林産物取引の採取と取引に関するチェックリストを作成し採用するよう準備すべきである。管理当局は、許可書や証明書を発行する前にこのチェックリストを使うことで、輸出される標本が動植物保護に関わる国内法にのっとって入手されたことを確認できる。これは各国が、影響の少ない採取方法や、持続可能な管理と取引のための計画といった、違法な採取を取り締まる規定をすでに整えていることを前提とする。

識別

- ・ 識別に絡んだ執行上の問題のため、締約国は今後、よく似た種を含めて掲載すべき種を提案すべきである。掲載の検討については、すべての関係者および生育国と話し合いをしながら、慎重に行なわなければならない。木材はしばしば取引名のもとで商取引され

ており、識別の問題は外見についてだけでなく名称についても生じている。このような識別にまつわる問題は、掲載についての提案が出される前に、十分な調査をすることで回避しなければならない。

附属書の選択

- 附属書Ⅰへの掲載は、総括的な調査と分析の後に、そうすることで問題の樹木種の国際取引を行なう動機を排除できると感じられた場合、違法伐採を抑制するためにのみ適用されるべきである。附属書Ⅰへの掲載は、それによって生じ得る負の影響をすべて考慮した上で、最後の手段として使われなければならない。
- 附属書Ⅱは、違法伐採に対抗する上で、ワシントン条約がもつもつとも重要な道具と考えなければいけない。附属書Ⅱは、他の方法が役に立たず、また種に焦点を当てたアプローチが功を奏しそうな場合に利用すべきである。
- 違法伐採を取り締まる目的で締約国が附属書Ⅲを使うのであれば、すべての生育国は、附属書Ⅲの規定を正しく施行すること、そして取引を国内での合法的な採取、持続可能な森林管理、CoCの確認などに関する規定に照らして検証することを強調し、取引を監視しなければならない。これにより輸入国は、条約の許可書のない附属書Ⅲの標本の積荷を違法のものと確信し、自動的に差し押さえることができる。

背景とイントロダクション

違法伐採と、その管理の手段

近年、様々な組織が、ボリビアやブラジル（アマゾン）、カメルーン、コロンビア、ガーナ、インドネシア、ペルー等における違法伐採について統計分析を行い、採取された木材の20%から85%が違法であるとの推定結果を出した。一国内において、例えばインドネシアでは、供給された木材のうち違法であるのは、40%から80%と数値にばらつきが見られた。その推量はどれも信頼できるデータに基づいてはおらず、様々なタイプの違法行為について、正確な量や割合は示されていない（Smith, 2002; Contreras-Hermosilla, 2002; and Anon., 2004a）。これらの数値は異なる所から集められ、違法活動が多様である上、行われている場所が遠隔地にあることもあり、量を測ることは困難である。また関係機関の腐敗によって、違法性の程度がかくされている可能性もある。

違法伐採と違法な木材取引が、国の経済や地域の生活、また森林と種の保護に影響を及ぼす重大な問題であることは明らかであり、これらの問題の解決のため、現在、国や地域、また国際レベルで様々な試みが行われている。資源の合法性と取引の合法性は単純には対応せず、供給の一連の流れのなかで、合法的な木材製品が違法なものに変わる可能性もある。

違法伐採は国の問題であり、国内法は、それを中止させる法的枠組を提供しなければならない。違法に伐採された丸太が一旦加工され輸出されれば、輸入国の規制枠組によって違法伐採に対して取り得る行動は限られている。その例外があるとすれば、レーシー法である。この法律の理論は、もし輸入製品が輸出国の法律に違反していることが証明されれば、米国検察官の行動に法的根拠が与えられるというものである。他国の規定をも援護しようという同法の権限は、他に例をみない。現在、違法伐採に対して適用され得る唯一の国際的な機構は、ワシントン条約であろう。そこで世界銀行はトラフィックに対し、以下のことを委託した。

- ・ 森林と木材取引の違法性の問題について、法律と管理手続きに関する情報を集めること。
- ・ 「違法伐採」および「違法木材」という言葉について、法的また実用的に定義すること。
- ・ 上記の定義に基づき、違法性の範囲を分析、記録すること。また違法伐採を減らし森林の管理を高めるために、ワシントン条約の3つの附属書について、同条約がもつ機会と制約を分析すること。具体的には、以下の点について検討すること：管理と政策、法律、「有害でないという判定」（Non-detrimental Finding）調査（ワシントン条約により義務づけられる、後述参照）、施行と罰則、取引製品の識別、訓練、調整、国際的支援
- ・ 違法伐採を規制するために、ワシントン条約を各国の施策と一体化する方法について提言を作成すること。

本調査の結果は、木材取引に関するある程度の情報を明示するであろうが、その範囲は、いかにして違法伐採の問題に取り組むかという点に限られている。この報告書はワシントン条約が有する様々な手段を検討し、違法伐採の問題解決に役立つものがあるか検証する。これには同条約の樹木掲載種に関するケーススタディが含まれ、森林製品の違法取引、特に違法伐採を取り締まる上での、ワシントン条約の現在および今後の役割を示している。ケーススタディに使われた種は、アレルセ *Fitzroya cupressoides*（附属書I）、マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis*（附属書II）、オオバマホガニー *Swietenia macrophylla*（附属書II）、ラミン *Gonystylus* spp.（附属書II）である。これらのケーススタディは、ワシントン条約で生じ得る様々なシナリオを明らかにしている。例えば、アレルセは附属書I掲載の木材種

で、チリではこれまで留保に付されてきた（2005年4月12日に撤回）。マラッカジンコウは、非木材林産物として取引され（厳密には丸太として伐採されてはいないが、切り倒されている）、ワシントン条約の著しい取引の再検討の対象となっている。オオバマホガニーは非常に高価な商業用木材種で、ワシントン条約では、当初附属書Ⅲに掲載されたが、その後附属書Ⅱに移行された経緯をもつ。ラミンも高価な木材種で附属書Ⅲに掲載されたが、その後附属書Ⅱに移行された（2004年10月、第13回締約国会議）。ラミンのケーススタディは、取引規制に関する地域的協力と「有害でないという判定」（伐採の持続可能性を検討する手段）の適用に関し、また特定の部分の取引に関する留保（マレーシア）に関し、興味深い調査結果を示している。マレーシアは2005年7月、この留保を撤回した（ワシントン条約通達、2005/046 関連）。ケーススタディの結論では、ワシントン条約と各国の違法伐採取り締まりの対策を関連づけるための提言が提示された。

違法伐採と木材取引に関する近年の国際的イニシアティブ

近年、違法伐採の問題を明らかにし、それを解決するために、様々なイニシアティブがとられてきた。違法伐採の問題を明らかにするための、重要な国際協力が1998年、バーミンガムのG8サミットにおいて採択され、その後2001年、アジアで森林法の施行及びガバナンス（FLEG）の宣言がなされた。2002年にはヨーロッパとアフリカでFLEG会議が、2005年にはヨーロッパと北アジアで会議が開かれた。2002年にヨハネスブルクで開かれた「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」では、アジア森林パートナーシップ（AFP）とコンゴ盆地森林パートナーシップ（CBFP）が発足した。アジア森林パートナーシップ（AFP）は、アジアでの森林保護を促進するために、日本およびインドネシア政府、さらに国際林業研究センター（CIFOR）、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC）により創設され、違法伐採、森林火災のコントロールやリハビリテーション、植林、森林法の管理・執行、能力開発について、問題提起を行っている。コンゴ盆地森林パートナーシップ（CBFP）は政府とNGOからなる組織で、違法伐採問題に取り組むなど、コンゴ盆地地方での持続可能な森林管理を促進している。

近年、国内で起こっている違法伐採に関連する問題に取り組み、緊急支援を得るべく、取引相手国と二国間協定や地域協定を設けている国々がある。例えばインドネシア政府は、英国や日本、韓国、中国と次々と二国間協定、覚書を交わし、専門的支援と執行を協力して進めている。2003年には、森林法執行・管理機構（FLEG）アフリカ支部が設けられた。アメリカは大統領イニシアティブ（PIAIL）により、違法伐採問題の解決に財政面・技術面での支援を行うことを表明した。欧州共同体（EU）は、森林法の執行・管理・取引（FLEGT）の行動計画を作成、取引国と協力し、合法的な木材について、自発的な両国間輸出許可書システムを設け、まずは未加工製品あるいは最小限のみ加工された製品にそれを適用した。EUは、自発的なパートナー協定を設けるための準備を始め、現状の解明と政府間対話を進めるため、アフリカとアジアの主要生産国を選定した。オランダは2005年6月にマレーシアに働きかけ、2006年には、FLEGTの自主的協力同意（VPA）が正式に発効した。同様の自主的協力同意（VPA）の協議は、カメルーン（ドイツのドイツ技術協力公社 Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit（GTZ）が主導）とガーナ（英国国際開発省（DFID）が主導）、コンゴとガボン（フランス外務省が主導）で進行中である。国際熱帯木材機関（ITTO）は、生産国と消費国とを結ぶ唯一の熱帯木材の商品に関する同意機構であり、その関心を国際熱帯木材取引におき、違法伐採の問題を同機関の主要議題としている。ITTOによる持続可能な森林管理（SFM）と木材生産へのコミットが示すことは、持続可能な森林管理（SFM）が達成されるべきであ

るとするならば違法伐採と違法木材の取引の問題は緊急かつ効果的に対処すべきものであるということである。ITTO は、ワシントン条約に掲載されているオオバマホガニーとラミンの保護を支持し、2004年12月、第37回セッションにおいて、同条約の様々な施行活動に資金を提供することを決定した。この施行活動には、能力開発の強化をはじめ、情報・知識交換の向上、協力体制とネットワーク作り、ラミンの3ヶ国タスクフォース（ラミンのケーススタディ参照）の活動支援、訓練ワークショップなどがある。世界銀行は1980年代初めから森林法の執行・管理の問題に携わり、2001年からFLEGの国際および地域の主要活動を支援し、アジア支部の活動を活性化し、アフリカやヨーロッパ、北アジア支部のイニシアティブを立ち上げた。

しかし、これらの国際的イニシアティブに先立ち、ワシントン条約はすでに、同条約掲載の木材種とその製品について国際取引を規制するシステムを提供していた。同条約は、締約国間で行われる木材種を含む野生生物種の国際取引を規制できる唯一の機構であると考えられている。締約国の数は、同条約が1975年に発効してから増え続け、2006年6月現在、169ヶ国を数える。

方法

森林と木材取引に関する法律と管理手続きについて、また「違法伐採」と「違法木材」の定義について、文献調査が行われた。マホガニー類の主要生育国においては、情報収集とインタビューのため野外調査も行われたが、本調査は、主として関係文献の情報を整理・解釈するという机上調査であった。

「違法伐採」と「違法木材」の法的・実用的定義

ワシントン条約と違法伐採に関する本調査を進める上で、関係している法律は、ほとんどの国において、丸太の採取を規定する森林法である。それらの法律による違法伐採の解釈は多様であり、現場における言葉の使われ方には複雑さが見られた。違法伐採と、取引される違法木材の法的および実用的に様々に解釈されている定義については、多くの調査報告が出されている（表1、表2参照。Callister, 1992; Anon., 2002a; Contreras-Hermosilla, 2002）。下の表に示されているとおり、森林の分野において、法律が適用され得る範囲は非常に広範で、切り株から最終消費者にいたるまでの全流過程がその対象になる。ここでは、広く受け入れられているそれらの定義を集め、ワシントン条約とのつながりを示してみる。

ワシントン条約の附属書I、II、IIIの掲載種に関する条項は、特に強力な文章である。それは、

…附属書（I、II、III）掲載種のいかなる標本の輸出についても、輸出許可書の事前の交付と提示が義務づけられる。輸出許可書は、…当該標本が動植物の保護に関する国内法に違反して入手されたものでないと輸出国の管理当局が認める場合に限り発行される。…

上記の記述を文字どおり解釈すれば、「法律に違反して」と「保護」は、生育地から輸出者、輸入者、最終消費者にいたるまで、掲載種の取引の流れのどの部分においても、ワシントン

条約は輸出国の野生生物保護法と関わりを持つことができ、また持つべきであるということになる。国内法があるなら、ワシントン条約は、表 1 にあるどの違法行為についてもその国内法を使って行動を起こせるということになる。それはまた、違法に入手された標本が、その取引の流れのなかで、さまざまな理由により合法的に見せかけられた場合、その標本入手の合法性もまた、疑問視されると解釈できる。本調査では、以下にこの解釈の実行が意味するところについて、検討していく。

表 1
森林関係の違法行為のタイプの例

森林地の違法占拠

- A1. 地方の家族、コミュニティ、私企業などが、農地その他の使用目的をもって、公の森林に侵入すること。
- A2. 侵入地において焼き畑農業を行うこと。
- A3. 土地を持たない小作人が違法に森林地域を占拠し、政府にその土地の所有権を認めるよう強要したり、農民から土地を買うこと。
- A4. 賄賂により伐採権を得ること。

違法の伐採

- B1. 保護対象の種の伐採。
- B2. 伐採許可地の境界線外での伐採。
- B3. 保護地での伐採。
- B4. B3 以外の禁止区（急勾配の斜面、川の土手、集水域など）での伐採。
- B5. 小さい木や大木の採取。
- B6. 許可された採取量を超える採取。
- B7. 承認を受けていない伐採。
- B8. 契約上の義務を不履行のままでの伐採。

違法の木材輸送、取引、密輸

- C1. 保護された、または（採取を）制限されている種の木材の輸出または輸入
- C2. 取引の禁止に違反した丸太の輸出と輸入
- C3. C1 と C2 以外の制限付き木材の違法の輸出と輸入
- C4. その他の許可されていない、州境や国境を越える木材の輸送
- C5. 許可されていない、木材の国内輸送（通常、違法に採取された木材）
- C6. ワシントン条約などの国際法により禁止されている木材種、または適切な添付書類なしに国境線を越えて取引された標本の輸出と輸入。

価格変更とその他の違法の会計処理

- D1. ... 輸出について低い価格や量を申告する。
- D2. ... 輸入について
- D3. ... サービスの提供について借金の現金の流れを変更して、金を子会社や親会社に流す。収益に課される税を免れるために借入金返済金額を高くするなど。

質、サイズ、価値を低く申告する

- E1. 質を低く申告した木材
- E2. 量や数を低く申告した場合
- E3. 輸出価格や国内価格を低く申告した木材

種の誤った分類

- F1. より高い税や利権料、関税を免れるために誤った種の分類を行う。
- F2. 特定種の採取や取引に関する制限をさけるために誤った種の分類を行う。
- F3. 市場へのアクセスを得るために、利用度の低い種を、市場で受け入れられている種として分類する。

木材の違法な加工

- G1. 加工ライセンスなしで作業をする。
- G2. 環境、社会、労働に関する法律や規則を無視する。
- G3. 産業用の加工に、違法に入手された木材を使う。

出典：Afer Callister, 1992; FAO, 2002; and Contreras-Hermosilla, 2002

ワシントン条約の許可システムは、合法的な買い上げに関する規定により、国際取引される木材が違法に入手されたものでないことを確実にするためのものである。取引の流れの中で、違法に入手された製品がどのように正当化されているかは、下の表2に示されている。表2の2列目は、産出地または木材原産地の合法性を示し、それは木材が生産国の法律に則って採取されたかを示す。3列目の木材の合法性は、主として原産地から輸出地点までの輸送の合法性を示す。4、5、6列目は、ワシントン条約等の適切な書類の欠如による違法性を示す。表2には、「輸入の合法性」についての列がない。それはこの問題の検討において、もし輸出がワシントン条約の下で合法的ならば、輸入の合法性については問題がないと考えられるからである。ただし、特に非締約国から締約国への輸出の場合、このように考えられないケースもあることが認められている。

表2
国際取引されている合法木材および違法木材のタイプ

| タイプ | 原産地での合法性 | 木材の合法性 | 輸出の合法性 | 輸出者の記録 | 輸入者の記録 |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|
| (i) | 合法 | 合法 | 合法 | あり | あり |
| (ii) | 合法 | 合法 | 違法 | なし | なし |
| (iii) | 合法 | 合法 | 違法 | なし | あり |
| (iv) | 違法 | 合法 | 合法 | あり | あり |
| (v) | 違法 | 合法 | 違法 | なし | なし |
| (vi) | 違法 | 合法 | 違法 | なし | あり |
| (vii) | 違法 | 違法 | 合法 | あり | あり |
| (viii) | 違法 | 違法 | 違法 | なし | なし |
| (ix) | 違法 | 違法 | 違法 | なし | あり |

出典： adapted from Chrystanto and Iman (2003), modified by Chen, H.K.

ワシントン条約の書類は、取引される附属書掲載種の標本にそれが添付されるので、価値を得て、悪意のある方法を通じて売買される可能性がある。しかし表3に見られるように、不正手段が取引のくい違いを引き起こす唯一の要因ではない。要因3.2は、ワシントン条約にとって特に重要である。種の誤った記載に関しては、2つのタイプの順守しない場合があり、それを区別することが重要である。まず条約の必要条件を知らずに起こる、悪意なく順守しない場合、そして、だますために故意に誤った明細を記す、悪意があつて順守しない場合である (Lim *et.al.*, 2004)。

違法伐採および違法木材の定義は、このセクションでは広範な活動に関係しており、実際に使用するには難点があるかもしれない。インドネシアとイギリスの当局は、TNC とともに関係者との協議ワークショップを設け、インドネシア全土において監視・執行上有効な、「違法木材」の実用的な定義の設定を進めた。それは違法な伐採と木材取引に対抗する目的で、インドネシア・英国両政府間理解による覚書の下で行われた。

表 3
木材取引のくい違いを引き起こす要因

| 番号 | 要因 |
|----|---|
| 1 | 主要な通常の要因 1 1.1. 会計年度が替わった 1.2. 生産評価の方法 1.3. 輸出と輸入の間の時間のずれ 1.4. 通貨交換レートの変動 1.5. 目的地の申告（通過中の積荷） |
| 2 | その他の通常の要因 2.1. 製品の重量から体積への換算 2.2. 通常の体積単位からメートル法への変換 2.3. 体積の推量方法の違い（丸太の測定方法など） 2.4. いろいろな製品を一緒にした積荷の場合 2.5. 製品の、異なる分類方法 2.6. 計算方法 |
| 3 | 通常でない要因 3.1. 請求書の問題 3.2. 製品タイプや性質、種、グレードの誤った分類 3.3. 不正な取引データ 3.4. 密輸 |

出典； adapted from Chrystanto and Iman (2003)

このワークショップでは、違法性について7つの原則と様々な基準を設け、定義の草案を、合法性の基準として以下のようにまとめた。

木材が合法とされるのは、原産地と伐採許可書、伐採のシステムと手続き、管理、輸送書類、加工、取引、移行に関する正当性について、適用される法律のすべての条件を満たしていると認められた場合である。(www.illegal-logging.info/papers/Z%20Introduction%20and%20Principles.htm.)

作成された基準はインドネシア用のものであり、地域の状況や事情に合うよう調節しないかぎり、他の国々には直接適用できない。7つの根本方針と主な基準は以下のとおり。

原則 1：土地保有権と使用权、責任

- 基準 1.1：伐採権ライセンスは、適切な政府当局によって正式に承認される。
- 基準 1.2：企業は許可された土地について、適用されるすべての政府規定を満たす計画を作成する。

原則 2：環境に与える物理的および社会的影響

- 基準 2.1：森林運営および木材加工設備について、1999年の政府規則 No. 27 に基づく AMDAL 手続きを使い、物理面、社会面に関する環境アセスメントを

実施する。

基準 2.2：企業は、1999 年の政府規則 7 と 8 に掲載されているすべての絶滅のおそれのある種で、その許可された土地の一部に生育・分布するものを保護すべく行動する。

原則 3：地域社会との関係と作業員の権利

基準 3.1：企業は、その活動により生活に影響が出る地域社会をすべて明らかにし、その伝統的権利を書き記し、その権利を尊重することを表明する。

基準 3.2：企業は、その活動により影響を受けるすべての地域社会と協定を結び、それ遵守する。明確に定義された社会的恩恵を会社が提供することも、その協定に含まれる。

基準 3.3：企業は作業員に対し、国際労働機関（ILO）協約 87 と 98 に基づいて組合を作り、自発的に雇用条件について交渉を行うことを許可する。

基準 3.4：企業は、作業員の安全と健康、現物手当、給与、解約、契約者について、TPTI やその他の適用される人的資源規定に従う。

基準 3.5：企業は、被雇用者と、また企業の活動によって影響を受ける地域社会と、対話および討論による解決を行うための正式なシステムを実施する。

原則 4：木材採取に関する法律と規則

基準 4.1：採取計画は、適切な政府当局によって承認され、伐採地域と保護地域の境界線は明確に定める。

基準 4.2：伐採は適宜、法的に規定された、開墾のための森林伐採の林業的システムまたは条件に基づいて行われる。

原則 5：森林税

基準 5.1：企業は、現行のライセンスと伐採された立木に関し、すべての利権料と税を支払ったことを示す。

原則 6：丸太の識別、輸送、配達

基準 6.1：企業は、輸送中の丸太が十分に、物理的に識別されていることを確認する。

基準 6.2：丸太の輸送については、適切に文書化する。

基準 6.3：木材製品の輸送に関わった契約者は、有効なライセンスと許可書を提示する。

原則 7：木材の加工、販売、運送

基準 7.1：木材の加工施設および取引企業または輸出企業は、その活動に義務づけられている法的条件に従う。

基準 7.2：運送会社は、加工製品の輸出に関する政府規定に従う。

インドネシアの法的基準の場合、違法性は、根本方針と基準に従って、独立した監査により現場において検証される。その判断の基準はすべて、根本方針と基準に沿った規定枠組みの特定の側面に基づいている。監査は、インドネシアの森林に適用される多様な法律や規定に照らすのではなく、ひとつの定義に基づいて行われるため、これはより有効であると思われる。この方法は、同国の様々な、部分的に重なり合う法律の間に生じる曖昧さや矛盾をすべて払拭することはないかもしれないが、関係者と消費者の信頼を高めるという点では、確かな前進である。

最後に、違法伐採と木材取引の定義を考える上で、証明書のシステムについて述べるのは意味があるだろう。証明書は通常、経済、社会、環境面での持続可能性を保証する。証明書は、法律の条件を満たすために法的権利と慣習的権利の両方を使い、上記の持続可能性の3つの面については同意された基準に従っている。森林製品の場合、証明書は森林から消費者までの流れのなかで、製品を追跡でき、その合法性を実証できることが重要である。森林製品について世界的に知られる証明書のシステムには、森林管理協議会 (FSC) (詳細は www.fsc.org/fsc 参照)、持続可能な森林イニシアティブ (SFI) (www.aboutsfi.org/core.asp 参照)、全ヨーロッパ森林証明書機構 (PEFC) (www.pefc.org/internet/html/about_pefc.htm 参照) がある。

ワシントン条約：概要

ワシントン条約は、絶滅のおそれのある特定の種の国際取引を取り締まり、また過度の採取に対して脆弱であると考えられる種の取引を規制・監視することを目的とする。同条約は、1963年のIUCN総会において「希少種または絶滅のおそれのある野生種またはその皮革、トロフィーの輸出、輸送、輸入を取り締まる国際条約」を要求する決議が出されたことで制定された。ワシントン条約は、輸出制限についての認識を輸入国がもてるようにする枠組みを提供し、それにより輸出国が国内での規制手段を設けることを助けた。同条約は、危機の度合いに応じて設定された3つの附属書に掲載された種の標本の国際取引を規制する。

ワシントン条約はその序文で、多国間における国際協力の原則についての主旨を明記している。それはまず、人々と国こそ、野生動植物の最良の保護者であると認めている。さらに特定の種について、国際取引による過度の採取から種を守るには国際協力が不可欠であると述べている。

ワシントン条約に加盟する際、締約国は、条約の25の条文中に記された条件に従うことに同意しなければならない。締約国は、国内の法律と規制を採択することにより、同条約を施行することが義務づけられる。附属書には、絶滅の危機の程度に基づいて種を掲載する条件が示され、また種の標本の取引の条件は各附属書に示されている。輸出国において、動植物保護に関する国の法律に違反して入手された標本はどれも、どの附属書に掲載されていようと、ワシントン条約により許可されない。

ワシントン条約の3つの附属書の特徴は、以下の通り (表4参照)。

附属書 I：附属書 I 掲載種は、現在、深刻な絶滅の危機に瀕しているもので、国際取引が禁止されなければ絶滅してしまう可能性がある。しかし標本が主として商業的目的で利用されないと当局が認めた場合には、当局はその輸出入を許可できる。附属書 I 掲載種の標本に関する取引の規定は、条約第3条に説明されている。附属書 I の種は、ワシントン条約により規制されている種ほんの一部にすぎない。輸出許可書が発行されるには、まず輸入許可書が必要となる。輸入国と輸出国の科学当局は、標本が移動される前に厳密な検査を行う。

Credits: (L to R) WWF-Canon/James Frankham;
Dr A. K. Gupta/TRAFFIC India, WWF-Canon/
James Frankham; Reza Azmi/ WildAsia.net



左から右に Alerce *Fitzroya cupressiudes*, Agarwood *Aquilaria malaccensis*, Big-leaf Mahogany *Swietenia macrophylla* and ramin *Gonystylus* sp., 本レポートのケーススタディの種。

表 4
ワシントン条約附属書ⅡおよびⅢの必要条件

| ワシントン条約 | 附属書Ⅱ | 附属書Ⅲ |
|-------------------|--|---|
| 締約国が施行責任をもつ | すべての締約国 | すべての締約国 |
| 履行責任をもつ当局 | 管理当局と科学当局 | 管理当局 |
| 輸出に必要な書類 / 輸入時に提示 | 輸出許可書 再輸出証明書 | 輸出許可書 (附属書Ⅲに掲載している生育国) 原産地証明書 (その他の生育国) 再輸出証明書 (再輸出を行うすべての国) |
| 書類発行の基準 | 標本が国内の動植物保護の法律に違反して入手されたものでないと、輸出国の管理当局が判断する。 その輸出が当該種の生存にとって有害とならないと輸出国の科学当局が助言する。 | 標本が国内の動植物保護の法律に違反して入手されたものでないと輸出国の管理当局が判断。 (第5条) |
| 年次報告書の必要条件 | すべての輸入・輸出・再輸出 | すべての輸入・輸出・再輸出 |
| 掲載方法 | 締約国会議に提出され、投票で3分の2の合意を得た提案 | 生育国が要請を条約事務局へ送付。(詳しくは決議9.25 (CoP13で改正)を参照) |

出典： adapted from Anon., 2001a

附属書Ⅱ：附属書Ⅱに掲載されるのは、現在は必ずしも絶滅の危機に瀕しているとはいえないものの、その標本の取引を厳格に規制し生存を危うくする利用を中止しなければ、絶滅するかもしれないという種である。取引を許可するには輸出許可書が必要だが、それ以前に、「有害でないという判定」(NDF)により、取引が野生の種の生存を危うくしないことが確認されなければならない。ワシントン条約著しい取引の再検討は、附属書Ⅱ種の取引が持続可

能であることを立証するのに使われる重要な手段のひとつである。この附属書にはまた、いわゆるよく似た種（取引される標本が、保護の目的で掲載されている種に似ている種）が含まれている。

附属書Ⅲ：締約国は、その管轄内ですでに規制している種を一方的に附属書Ⅲに掲載し、取引の管理に他の締約国の協力を得ることができる。掲載国からの取引については、輸出許可書が発行される。他の生育国からの取引には、ワシントン条約の原産地証明書が義務づけられる。掲載を行う国は、掲載の前に、決議 9.25 (ANNEX3 参照) に表明されている特定の条件に従うことが勧められる。

ワシントン条約締約国は、2年毎に開かれる締約国会議において、条約の施行状況を検証する。会議と会議の間には、条約の業務を円滑に進めるために様々な委員会が設置される。常設委員会は、条約の施行状況について事務局に指針を示すほか、会議と会議の間に様々な業務を行う。さらに専門委員会（植物委員会と動物委員会）が定期的に行われる。専門委員会は、主として科学的な面について、施行上の専門的問題を扱う。学名命名委員会は、動植物の命名方法の標準化に取り組む。これらの委員会は特別委員会を設置することもできる。木材ワーキンググループなどの特別委員会は、一定時間枠内に特定の問題について調査し、その結果を親委員会に報告する。

許可システムは、ワシントン条約許可書または証明書の発行を通じて機能する。各国で唯一、許可書や証明書を発行できる権限をもつのは管理当局であり、それは正式に指名されて全締約国に通知される。管理当局は、なかでも標本の取引が野生のその関連種の生存に有害かどうかについて、助言をする科学当局によってサポートされている。

締約国は、条約第 16 条に示されている留保措置を使うことで、附属書に掲載されている種に関する義務を放棄することができる。留保は、附属書Ⅱ掲載種のすべての部分および派生物について、また附属書Ⅲ掲載種の指定された部分および派生物に適用される。留保に付すには、締約国は、附属書への種の掲載発効日から 90 日以内にワシントン条約寄託政府（スイス）にその旨を通知しなければならない。ただし輸入国は、当該種について留保措置を施した締約国の適格な当局に対し、許可書または証明書と同等の書類の発行を義務づけるものとする。

ワシントン条約の樹木種掲載の歴史

ワシントン条約の附属書に掲載されている高価な商業用木材種は、ごくわずかである（樹木種の掲載については ANNEX 1 を参照）。ワシントン条約の掲載種でもっとも知られているのはアメリカ大陸のオオバマホガニー、アフリカのアフロルモシア *Pericopsis elata*、そして最近では東南アジアのラミンである。非木材の森林製品に使われる種でもっとも有名なのはおそらくジンコウで、その芳香で知られる大変貴重な製品が取引されている。歴史的に、商業用木材種の国際取引を管理できる適切な手段としてワシントン条約が受け入れられることは、容易ではなかった。同条約が批准されて以来、木材種は附属書に掲載されてきたが、その大半は生育地内に限定され、重要な商業取引の対象としての関心は世界的に薄かった。ワシントン条約には動物種よりもはるかに多くの植物種が掲載されており、それには 20,000 種以上あるラン種がすべて掲載されていることも含まれているが、それにもかかわらず、1992 年までに附属書に掲載された木材種はわずか 15 種であった。1992 年までに掲載された

樹木種の多くは、顕著な取引に関係しているという理由で掲載されているが、大規模な国際取引の対象となっているものはなかった。アレルセ *Fitzroya cupressoides* など数種は深刻に絶滅のおそれがあると考えられ、木材伐採がその減少の原因とされている。

第8回締約国会議（京都、1992年）では、樹木4種と3属を掲載しようという大きな動きがみられた。このように多くの商業的に重要な木材種の掲載が提案されたのは初めてのことだった。これにはアフロルモシア *Pericopsis elata*、ラミン *Gonystylus bancanus*、メルバウ *Intsia spp.*、（アメリカ）マホガニー *Swietenia mahagani* が含まれた。この提案に関する締約国による話し合いは、科学的な議論と、より政治的な応酬からなり、結果的に、アフロルモシアと、大変貴重ではあるが商業的には入手できない（アメリカ）マホガニーが掲載された。ラミンとメルバウの掲載を提案したのはデンマークとオランダで、アジアの生育国との相談やその支持はなかった。これはかなりの圧力により取り下げられ、同種が当時の掲載条件を満たしているかについての科学的討論も行われなかった。しかしブラジルのブラジリアンローズウッド *Dalbergia nigra* を附属書Iに掲載するという提案は、意見も論争もなく、承認された。この掲載の提案者は、その生育国であるブラジルであった。

1994年の第9回締約国会議では、附属書への種の掲載について新しい基準が採択され、大きな支持が得られ、附属書への今後の掲載について客観的に評価をする基盤が作られた（決議9.24（CoP12で改正）参照）。しかし第9回会議で、オオバマホガニーの掲載に関する提案は却下された。その後締約国は、一時的ワーキンググループ、木材ワーキンググループ（TWG）を発足させるよう常設委員会に指示を出すことを決定した。TWGは、植物委員会委員長がリーダーを務め、専門家を擁し、樹木種の掲載を施行する上での実際的、技術的問題点を検証することを目的とした。TWGは決議草案を作成、それは第10回締約国会議で、決議10.13「木材種に関する条約の施行」として採択された（ANNEX2参照）。同決議は、附属書の注釈用に、丸太、製材品、薄板という言葉の定義を提言した。注釈は、どの部分や派生物に適用されるかを示すためのものである。これらの描写は、一般に世界税関機構の統一システムの税関分類法に基づく。この分類法では、取引商品を8桁コードによって表す。TWGはまた、木材取引の特徴に合わせて、許可に関する追加情報、例えば有効期限などを追加して付すことを提言した。これは、ワシントン条約が、その手続きに関して柔軟性と適応性をもつことを示す。この提言は、ワシントン条約が独自に用意したものではなく、FAOやITTOなど森林に関する主要な国際組織を広く検討の場に招いて作成した。

第11回締約国会議はまた、一時的な木材ワーキンググループ、オオバマホガニー・ワーキンググループ（MWG）を設立し、それは第12回会議で報告を行うこととなった。同グループの審議の結果は、オオバマホガニーのケーススタディで扱う。

第12回締約国会議では、ニカラグアとグアテマラ両政府が、オオバマホガニーを附属書IIに掲載するよう提案した。この提案は、締約国による真剣な議論の後に採択されたもので、オオバマホガニーのケーススタディでさらに検討される。同種はまた、これまでいくつかの締約国によって附属書IIIに掲載されてきた（コスタリカ、1995年；ボリビアとブラジル、1998年；メキシコ、1999年；ペルー、2001年；コロンビア、2002年）。

ワシントン条約が違法伐採の問題に対処する能力

林産物取引の分野での違法行為に対抗するためには、ワシントン条約を活用することはでき

ないか、あるいはその効用は限られたものであると感じている人が多い。しかし同条約は、違法行為に関するその条項で力強い表現を用いている。違法伐採に対するワシントン条約の役割、または将来的役割は、以下の要求の観点から考えることができる。

- ・ 取引の監視
- ・ 採取の持続可能性
- ・ 輸出国における、動植物保護に関する国内法の厳守
- ・ ワシントン条約施行のための、国内法の制定・執行

さらに、次の点に関しても条約の役割を考えることができる。

- ・ よく似た種の識別の問題に、具体的な解決方法を提供すること
- ・ 国際協力および現状に変化をもたらす触媒作用をおこすものとして、条約がリーダーシップをとること

次のセクションでは、ケーススタディで取り上げられた種に関する経験からわかりやすい例を引用しながら、これらの側面をひとつずつ検証する。

取引を監視すること

木材の国際取引の監視は、国連食料農業機関（FAO）や国連欧州経済委員会（UNECE）、押収統計（Eurosat）、国際熱帯木材機関（ITTO）など様々な国際組織によって編纂された国際木材取引の統計分析をもとに行われている。それぞれの組織は、国の情報源や、可能であれば税関から直接、また国の統計局や木材取引規制組織、森林局などから統計情報を集める。しかし当該各局による正確さと一貫性を追求する努力にもかかわらず、表2と表3が示すように、国際木材取引データを分析すると、多くの場合、輸出国と輸入国との間でかなりのくい違いが見られる（Anon., 2003a）。これらのくい違いには、表3に示すように、多くの理由がある。

ワシントン条約は、国その他の組織とは別個に取引データを収集し分析しているので、他の統計と比較できる統計結果を出すという貴重な役割を担っている。各締約国がその提出を義務づけられている年次報告書は、附属書に掲載されている種の国際取引を監視する手段となる（Anon., 2004b）。年次報告書は、「ワシントン条約年次報告書の作成と提出に関する指針」（ワシントン条約事務局通達 No. 2002/022（決議 11.17 により補強された））に従って締約国によって作成され、遅滞なく提出されなければならない。締約国は、条約の掲載種について、発行された許可書ではなく使用された許可書と照合して、実際に行われた取引について報告することが望ましい。条約掲載種の野生生物取引に関するデータベース（ワシントン条約取引データベース）は、締約国の年次報告書に基づいて作成され、国連環境計画、世界自然保護モニタリングセンター（UNEP-WCMC）により条約事務局のために管理されている。

この役割におけるワシントン条約の強み

ワシントン条約の取引データは、他の国際機構が集める木材統計よりも、いくつかの点で優っている。ワシントン条約のデータは、各締約国のただひとつの機関である管理当局によって入手、編纂、提出されたものである。したがってひとつの締約国についてのすべてのデ

ータが、ひとつの機関によって素早く確認できる。更に同条約のデータには、再輸出に関する情報が含まれている。これは他の世界の木材統計では得ることが難しい情報である。ワシントン条約取引データベースは、調査・分析を行う上で、だれにでも利用できる強力な分析手段である。それにより、取引国の間のデータが比較でき、また取引割当量や取引禁止などに関して国内法と国際取引管理を遵守しているかの評価を可能にする。この方法で問題の可能性を明らかにして、ある調査が行われるべきかを決定することに、ワシントン条約のデータを使うことができるのである。それにはワシントン条約の押収記録が特に有用であろう。同条約の取引統計が、違法木材取引や違法伐採を示すような記録をはっきりと示している例もある。例えばボリビアがそのオオバマホガニー個体群を附属書Ⅲに掲載したとき、ボリビアからの種の輸出量の減少がペルーからの輸出の増加と一致し、それがペルーがその個体群を附属書Ⅲに掲載する 2001 年まで続いたというケースがある。ラミンもまた、インドネシアが 2001 年にそれを附属書Ⅲに掲載したとき、同様の変化を示すように見えた。これは、オオバマホガニーとラミンが、それぞれ国境を超えてペルーとマレーシアに密輸され、そこからワシントン条約の原産地証明書を使って再輸出されたことを意味するわけではないが、それが起こったという主張がいくつかの NGO から出されている。

ワシントン条約の許可システムそのものは、違法取引や、またおそらく違法伐採に対抗するにあたって手助けとなる、有用な監視手段である。同条約の積荷ひとつひとつに書類が添付され、それはしばしば、国の森林法の要件よりも厳格である。これにより、健全な森林管理の重要な要素である透明性を後押しする。

輸出規制にもっとも広く使われ、伐採法の執行を支える手段のひとつとなっているのは、輸出割当の設定である。取引を監視することで、ワシントン条約はその割当の執行を助けることができる。

ワシントン条約のデータの質にはいくつか問題があるが（後述参照）、締約国は決議 11.17 (CoP13 に改正) を採択し、すべての締約国に対し、年次報告書を遅滞なく提出する義務について強く主張した。3 年間続けてそれができなかった場合、常設委員会は罰則を与えることができる。逸脱したメンバーに対する罰則規定のある国際条約は他にもいくつかあるが、リーブ (2004) は、環境に関する条約のなかで、ワシントン条約はとりわけ効果的で徹底した遵守の仕組みをもつと述べている。

この役割におけるワシントン条約の弱み

実際には、ワシントン条約の年次報告書は、しばしば一貫性と正確さに欠ける。締約国が報告書作成に関する指針に従っていなかったり、期限までに提出しなかったり、不完全な報告書を提出したり、また報告書を出さないといった場合もある。したがって、包括的な取引統計は、通常 2 年以上経ってからでないと入手できない。年次報告書に見られるその他の矛盾や不正確さは、一般に木材取引の統計に見られるものに似ている。すなわち、同等の積荷に関する輸出と輸入の記録時間のずれが原因であったり、標本を記録するのに異なる単位を用いたり、あるいは分類システム (HS) により異なった製品分類方法を使ったりすることによるものだ。ワシントン条約のデータにはまた、条約に固有の解釈上の問題もある。取引の目的、取引標本の出所、非締約国との取引などに関して、それを示すコードを入力しなかったり、正しく入力しなかったりすると、それが不一致の原因になる。実際に生じた取引ではなく、許可書の登録数値をもとにした取引の記録を年次報告書に載せることで、くい違いが生じることがある。しかし、輸入地点で記録された総取引量が、輸出許可書に記された数値

を決して上回るはずはない。附属書Ⅲ掲載種だけに生じる取引データの不一致の理由は、その種を掲載している国だけが輸出許可書を発行する義務をもつということだ。他の生育国である締約国は、ワシントン条約の原産地証明書を発行する義務しか負っていない。附属書Ⅲのオオバマホガニーのケースが示すように、生育国は、その証明書の発行について一貫しておらず、また輸入国はその証明書が積荷に添付されることにいつも注意しているわけではない (Buitron and Mulliken, 1997)。この問題は、ラミンが附属書Ⅲに掲載されたときにも起きた (Lim et al., 2004)。

もしワシントン条約の取引統計が、実際に行われた取引を正確に反映していたとしても、それにより木材取引の違法性を指摘することはできず、まして違法伐採を指摘することはできない。例えば、アレルセ *Fitzroya cupressoides* は附属書Ⅰに掲載されており、チリは 2005 年にその留保を撤回しているから、商業的な国際取引はすべて違法であるはずだという議論もあるだろう。しかし、もしその標本がワシントン条約適用以前のものであったなら、あるいは輸出国からの特別配分があれば、さらに押収されたものが正式な手続きを経て合法化されたなら、その取引は合法であるかもしれない。そしてワシントン条約取引データベースは、その標本が条約適用以前のものであるかどうかは記録するが、附属書Ⅰの制限を免除する他の理由は記録しない。

このような弱点はあるが、ワシントン条約のデータは、取引される種についてもっとも包括的なものであり、取引データについて国と国の間で定期的な分析と比較をすることで、問題のありそうな分野について貴重な指針を与え、調査の継続を促す。ワシントン条約のデータとはこのように有益である。ただし、調査を続けることで、違法伐採が原因と思われる問題の存在場所を指摘できたとしても、それ以上のことをなし得ないことが、同条約の限界である。

伐採の持続可能性

持続的でない採取はもっとも重要なタイプの違法伐採で、それに対抗する手段としてもっとも機能を発揮できるのは、おそらくワシントン条約であろう。同条約は、附属書ⅠとⅡの掲載種の取引が、その種の存続に有害でないことを要求している。附属書Ⅰの種の取引は実質上ありえないので、取引があるとすれば、決して種の存続を危険にさらさないことが条件となる。そのような状況の取引は、実際にはそのほとんどが附属書Ⅱのものである。附属書Ⅱの標本の取引規制に関する条文は、次のとおりである。

附属書Ⅱに含まれる種のどの標本についても、輸出をするには、輸出許可書の事前の発給と提示が必要となる。輸出許可書が発給されるのは... 輸出国の科学当局が、そのような輸出が当該種の存続に有害ではないと助言した場合に限られる。

…その生育域全域において、その種が生態系での役割を果たすに必要なレベルで維持され、またその種が附属書Ⅰへの掲載の候補とならないような安定したレベルで維持されるために、その標本の輸出が制限されるべきであると科学当局が決定したなら、科学当局は適切な管理当局に対し、その種の標本に輸出許可書が発給されるのを制限するために適切な手段を講じるよう、助言を行なう。

附属書Ⅱの種の取引が、その種の存続に害を与えてはならないという条件を満たすために

は、輸出許可書を発給する前に、「有害でないという判定」をしなければならない。「有害でないという判定」とは、国際取引のせいで過度に採取されたために種が危機に瀕しているかを評価するための、ワシントン条約の手段である。「有害でないという判定」をするためには科学当局は、特定の種の標本の輸出が、野生におけるその種の生存に負の影響を与えないと結論する必要がある。言葉を変えれば、輸出は全採取分の一部であるはずで、全採取量を考慮して持続可能性が維持されなければならない。生育地の予期しない減少や、長期にわたる個体数の減少、また附属書 I の掲載の候補になってしまうような個体数の変化が引き起こされてはならない (Anon., 2001b)。附属書 I の標本の場合にも、輸入許可書の発給の前に「有害でないという判定」をしなければならない。

持続可能な取引のための必要事項をさらに後押しするために、締約国が「有害でないという判定」の義務を果たすことができない場合、ワシントン条約はその著しい取引の再検討システムにより、取引が有害であると疑われている附属書 II の種の状況を検証する。著しい取引の再検討は、ワシントン条約の決議 12.8 (CoP13 で改正) に示されている手続きを踏んで行われ (ANNEX4 参照)、それには種の生物学的側面と、取引と規制についての評価が含まれる。著しい取引の再検討に基づき取引の規制と執行に関する提言が出され、それは採取の持続可能性に言及することもある。この検討の提言は、いったんワシントン条約の植物委員会あるいは動物委員会（それぞれに見合った）によって承認されれば、対象となる締約国に対しその施行が義務づけられ、必要ならば罰則措置の適用もあり得る。締約国との協議に関する規定は、検討による調査結果を締約国が受け入れるよう定めている。この検討は、ワシントン条約の施行状況を、国内のいくつかの側面、例えば国内法や持続可能性という側面について評価する非常に効果的なシステムである。

著しい取引の再検討は、評価を行うだけでなく、提言に従うよう働きかける方法も有している。すなわち検討は、適切な行動、提言に従わない締約国の取引を拘束するなどの措置を取る権限を常設委員会に与えている。

ジンコウの場合、第 14 回植物委員会で発表された顕著な取引に関する報告を受け、植物委員会は様々な生育国に対し一連の期限付き行動を承認した (ジンコウのケーススタディ参照)。一般に、種を附属書 I に移行すると提案すること自体が、過度の採取から種を守るための手段を強化するよう生育国を強く促すことになる。

この役割におけるワシントン条約の強み

取引が持続可能なものであることを要求するワシントン条約は、流過程の管理 (CoC) のような森林管理対策など、違法伐採に対抗する努力を支えている。ワシントン条約の許可書は、製品の流通経路、被許可者、荷受人、標本の原産国を特定する。しかし許可書は、実際には標本の流れ全体を保証するわけではない。したがって、同条約による持続可能性に関する要件は、森林管理機関によるこの製品の流れの確認を補っていると言える。流れのなかでの責任者の確認は、理論的には、起点である切り株などから消費者まで製品の流過程を追跡することはできる。一方ワシントン条約は、種の持続可能性を、例えば「有害でないという判定」を通じて検証することで、森林レベルまで逆方向に確認できる。つまりこの 2 つの手続きは、互いに補強し合っている。例えばマレーシアでは、森林局はラミンの輸送に移動パスを発行しなければならない。これは森林から加工工場まで、あるいは直接輸出地まで丸太を移動させるための輸送許可書の一種である。管理当局は、ワシントン条約の輸出許可書を発行する前に、ラミンの積荷に移動パスが添付されているかを検査する。これだけで、

加工されたラミンをマレーシアでの伐採許可を受けた合法的な森林地まで、確実に逆追跡できるとは言えないが、ワシントン条約が他機関と協調しながら違法伐採に取り組む努力に同調して働くことを示す一例である。2つのシステムが協調関係にない場合、ワシントン条約の締約国であることが、協力体制の改善を助けることもあろう。例えばマレーシアにおいて、ラミンの一連の流通過程での責任者を確認できるシステムの確立を要求していくこともできる。現在のところ、丸太以外の物に、流通過程にわたって確認するシステムは採用されていない。

ワシントン条約の持続可能性への要求が、国内の森林管理方策を補強しているもうひとつの例として、インドネシア政府が、ただひとつの会社にラミンの伐採と輸出の両事業を行う許可を与えているという事実がある。この会社は、森林管理協議会（FSC）とインドネシアの地域木材証明書発行機関（LEI：Lembaga Ekolabel Indonesia）が発行する持続可能性証明書をもつ。FSCとLEIはそれぞれ、流通過程の管理（CoC）確認証明書を会社に発給する。したがってワシントン条約の輸出許可書が発行された場合、この利権で伐採されたラミンはすべて、加工工場、そして輸出場所にいたるまで監視・追跡される。森林管理計画は、資源に関する詳細な調査結果から、年間の伐採許可量を決定する。ラミンの年間割当量は、野外データに基づいて決定され、管理当局により確定される。流れのなかの一連の責任者は、独立した監査役によって確認される。持続可能性と合法性に関わるすべての要素について追跡が可能であり、インドネシア政府は危険をおかすことなくワシントン条約輸出許可書を発行できる。ここでも違法伐採の問題を解決するために、ワシントン条約と他の機構は協力体制を整えている。

この役割におけるワシントン条約の弱み

「有害でないという判定」の使用については、持続可能な伐採レベルに関する実際の調査も含め、ワシントン条約の中でまだ十分に制度化されていない。インドネシアは、ラミンの「有害でないという判定」を確立するために生物学的データを使用した。これは、条約に掲載された木材種では例外的なケースである。もし生育国が、あるひとつの木材種について「有害でないという判定」を行えないのであれば、運営の状況や、森林管理と木材取引の環境が類似していることを考慮すると、どの木材種についても「有害でないという判定」を仕上げることは難しいだろう。

管理当局が「有害でないという判定」を行うというワシントン条約の必要条件から、管理当局と関連する資源管理の政府機関との間に対話と協力があるのは当然のことである（2つが別個の機関で、別個の役割を担っている場合）。しかし、いつもそうというわけではない。チリの場合、管理当局と森林サービス局は同一組織である（CONAF）。サラワクでは、ワシントン条約管理当局と資源管理局は同一組織、サラワク森林社（SFC）であるが、マレー半島では、ラミンに関してワシントン条約の書類を発行するのはマレーシア木材産業評議会（MTIB）、ラミンの資源管理を担当するのは森林局である。ボリビアでも、ワシントン条約と資源管理の担当局は別個である。ワシントン条約と資源管理の責任をひとつの機関が担当することには有利な点があるが、腐敗が問題となっている地域では別である。例えばチリの管理当局では、上級管理官が、アレルセの伐採と取引に関して買収されていたと伝えられている（Anon., 2005）。しかし、異なる部局が管理と取引に関わる場合にも、腐敗は起こり得る。

上記の弱点があるものの、これらの例は、全体的に見てワシントン条約が、許可書の採用により、持続可能性と合法性につながる「グリーンの」認証機構となる可能性を示し、同条

約の許可書がその証明となるだろう。

動植物保護に関する国内法を厳守する

ワシントン条約は動植物保護に関する国内法を支持し、輸出が許可されるのは「輸出国の管理当局が、当該標本が動植物保護に関する国内法に違反して入手されたものではないと認めた場合に限る」と、条文中に記されている。したがって、締約国の動植物の保護に関する法が違法伐採について明記している場合、ワシントン条約は、正式にその法律と協調して問題を扱う。附属書Ⅲの場合、締約国は、すでにその過度な採取・伐採を規制する国内規定を整えている場合に限り、Ⅲへの掲載を提案することができる。この場合もやはりその規定が違法伐採について明記しているなら、ワシントン条約の掲載は、締約国の立法措置を強化するように働くはずである。

ワシントン条約の施行のために国内法を制定し執行する

ワシントン条約第8条は、すべての締約国に対し、その規定を施行するために適切な手段を講じるよう義務づけている。これには、条約に違反した標本取引を禁止し罰則を科すための法律の制定が含まれる（決議8.4「条約施行のための国内法」）。締約国がこの義務を最大限に果たせるように、ワシントン条約は具体的な計画、「国内法プロジェクト」を設けた。このプロジェクトでは、条約施行のための国内法の整備の程度に基づいて、締約国は3つのカテゴリーに分けられた。締約国の大半は、もっとも弱いカテゴリー（3）に含まれる。しかし条約事務局とNGO、その他の協力で、締約国は最良のカテゴリー（1）へと、法の整備を向上させている。

ある締約国において、ワシントン条約施行のための規定が常に更新され続けるための最善の方法は、条約への新しい掲載種が自動的に国内法に適用されるようにすることだ。それにより、条約に種が掲載されるとすぐに国内規定が発効する。この種のシステムは、中国で使われている。野生生物保護に関する国内法とワシントン条約が明確に連結しているため、新しい掲載種についても迅速に対応し施行できるのである（Clarke, 2004）。しかし多くの国では、ワシントン条約の附属書に新しく種が掲載されるたびに、新しい法律を制定したり、管理手続きや政策を採用するのが現状である。

ワシントン条約は締約国に対し、条約施行に関わる規則を整備するよう義務づけており、したがってそのような規則は、附属書ⅠとⅡの掲載種の生存を脅かすような方法で取引を行わないように要求している。ワシントン条約は、持続可能な採取が継続されるように、締約国が法律と管理方法を整えることを定めている。それにより、持続が不可能であるということで違法であるかもしれない伐採が、ワシントン条約の「有害でないという判定」や著しい取引の再検討だけでなく、国内規定によっても拘束されることになるだろう。

アレルセの場合、1975年に同種が附属書Ⅰに掲載されたのを受け、チリは新しく保護法(the Supreme Decree No. 490)を制定した。ブータンとインドネシア、マレーシアのサラワク州、シンガポール、タイは、ジンコウについて、それが附属書Ⅱに掲載されてから、より効力のある法律を制定した。他のジンコウ生育国（フィリピン、インド、マレー半島、マレーシアのサバ、ミャンマー）では、同種が掲載される前に、現行の法律がすでにその保護を定めていた。ラミンについては、マレー半島では、それが附属書Ⅲに掲載されてから、ワシントン条約のこの種の輸入・輸出許可書を管理する方策、また同条約の許可書と証明書を発行する

局を任命するための方策を定めなければならなかった。しかしインドネシアでは、ラミンが附属書Ⅲに掲載される前に、すでにその伐採を規制する法的枠組みを整えていた。ボリビアは、1997年にオオバマホガニーを附属書Ⅲに掲載すると発表し、新しい管理機構を採用した。この機構には法的に支えられた3方向アプローチが使われ、また「採取以前の管理計画」が含まれている(Anon., 2004)。掲載後の数年、輸出データと輸入データの間の不一致は減少し、情報管理が改善されていることが示唆される。

ワシントン条約施行のための法規制の制定と執行がうまく行われた例を上に掲げたが、種が条約附属書に掲載されてから、遵守の状況が世界的によくなっているとは言えない。例えば第14回植物委員会で発表されたジンコウの著しい取引の再検討の報告によれば、どの生育国も、個体群を監視する方法と、保護や伐採、取引を管理する規制をどう執行するかについて、知識をもっていなかった(Anon., 2003b)。多くの国では、ワシントン条約施行に関しては、動物と、樹木以外の植物(ランや観賞用植物など)の保護に焦点があたり、したがって通常、森林の法律にはワシントン条約の要求するところが盛り込まれていない。それに加え、野生生物保護官の条約に関する理解不足が、国内レベルでの法執行を要求するワシントン条約の力を制限している。ワシントン条約施行の規定が採択される時、通常、焦点となるのは許可書や証明書の発行であり、木材種の伐採や管理、取引を取り締まる森林法に条約を連結させることは忘れられている。

国際協力を促進し、変化を生じさせる力としてのワシントン条約

種が新たに附属書に掲載されることで、管理を改善するための行動が活性化されることがある。各ケーススタディ種に見られるそのような活動の例を以下に示す。

- ・ アレルセの場合、枯木の採取が許容されることが、採取できる枯木の量を増やすための故意による森林火事を誘発しているとわかった。この問題を防ぐため、チリ当局は防火・偵察システムを設置した。
- ・ ジンコウのケーススタディに見られるように、附属書Ⅱへの掲載(1995年)により、多くの生育国で管理機構が設立された。インドでは、ワシントン条約の要請を上回り、同国原産のジンコウの在庫の輸出を禁止した。
- ・ 附属書Ⅲにラミンが掲載されたことは、その主要生産国であるマレーシアとインドネシア、そして主な再輸出国であるシンガポールに直接影響を与えた。3国は「ラミン取引の3国タスクフォース」を設立し、地域的協力によりラミンの違法取引に対抗する意志を表明した。これは、三国間におけるラミンの国際違法取引の問題を解決するためには、三国の木材規制組織、税関、港湾当局の間で積極的な協力と対話を進め、統計の不一致を埋めていくことが必要であると認識されたからである(Lim *et.al.* 2004)。このタスクフォースはまた常設委員会に、これらの国におけるワシントン条約施行についてさらに透明化を図るよう求めた。
- ・ ブラジルとペルーは、オオバマホガニーの管理機構を改変し、森林管理と木材取引全般にも適用した。この全般的なものに改良された管理機構と、ワシントン条約の要求により生じた変化の間には、明確なつながりは見られないものの、これらは同じ時期に生じ、互いに関連しているようである。オオバマホガニーの場合、前向きで協力的な行動がう

まれた。違法取引の諸問題や、ワシントン条約を施行する上での制度上の弱点は、一国だけでは対処できないという理解が、いくつかの国際ワークショップの設立をうみ、解決策を提言し、努力していく体制を作った。国際ワークショップには、2004年に ITTO に支援されて開かれた能力開発ワークショップもある (Anon., 2002b and 2004c)。オオバマホガニー・ワーキンググループ (MWG) (ワシントン条約決定 11.4 に関連) が設けられ、ワシントン条約下での正式な協力体制が確立された。MWG は、生育国ほか、主な輸入国、国際 NGO と国際組織からなる。その第 1 回会議は 2001 年 10 月に開かれ、2002 年の第 12 回締約国会議に報告書が提出された。この貴重な木材種がワシントン条約の附属書に掲載されたことで、同種の保護の問題と持続可能な森林管理 (SFM) が注目され、それはまた、2004 年のワークショップの支援など、多様なプロジェクトと方策のイニシアティブを通して SFM に協力するという ITTO の目的に添うものであった。

森林の保護や管理に焦点を当てる国際的イニシアティブは他にもあるが、ワシントン条約は、木材取引に関わる種の管理や保護の問題に世界の注目を集めさせる力のある、数少ない国際機関のひとつである。

よく似た種の掲載に関する規定

違法伐採の問題に対抗すべく、ワシントン条約の役割を強化する上で大きな障害となるのは、識別の問題である。執行担当局が条約掲載種を識別する訓練を受けていないというのはもちろん問題であるが、樹木種の場合、問題は一層深刻である。というのは、木材に関する国内の規制は、ワシントン条約のように種のレベルではなく、属を基盤に行われているからだ。例えば木材取引に関するマレーシアの規制システムは、種のレベルまで監視するにはできていない。ほとんどの取引は、木材の取引名を使って行われるからである。木材を丸太以上に加工した製品については、識別がさらに難しくなる。

この問題についてワシントン条約が提供できる解決方法のひとつとして、そのよく似た種に関する規定がある。条約条文第 2 条は、附属書 II には、適用はケースによって異なるが、「次のものを掲げる… (a) の種以外の種であって、(a) の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種」とある。言い換えれば、それ自体は脅威にさらされておらず、その標本が取引されている種の中には、附属書掲載種によく似たものがある。したがって効果的に規制するためには、そのような種もまた規制対象になる必要があるということだ。このシステムは、ジンコウの場合にも適用された。2005 年 1 月まで、条約に掲載されたアキラリア属は 1 種のみで、それを同属の他種と区別するのは困難だった。締約国は 2004 年、識別を容易にして条約の施行を強化するため、沈香を生産し得る種マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* とギリノプス属全種 *Gyrinops spp.* のすべてを附属書に掲載することを決定した。

附属書の選択

絶滅のおそれが深刻な種については、国内規制を補う意味で、附属書 I が有用であると考えられる締約国もある。もし取引が種の生存に深刻かつ顕著な影響を与えていることが証明されれば、附属書 I に掲載する申請が、国際取引の需要から守ることの一助となる。時として、附属書 I への掲載提案するという兆候だけでも、大量な伐採・取引している生育国のいくつかにとっては、過度の採取から種を守るための追加手段を講ずる十分強力なインセンティブとなりうる。附属書 I への掲載は人々の生活に影響を与え、また持続可能な利用と管理を続

ける動機づけが失われることもあるので、その扱いには注意を要する。それはまた、条約適用以前の在庫の利用や留保措置により回避されることもある。附属書Ⅰに掲載されたアレルセの場合、種の輸出量の大きな減少によってその需要そのものが減ったように見える。附属書Ⅰの他の木材種についても、同様のよい結果が得られるかもしれないが、繰り返すが、附属書Ⅰは最後の手段として用いられるべきである。

伐採や木材取引に関する法律が弱い生育国では、附属書Ⅱに種を掲載することが、規制枠組みを変えるための強力な動因となりえる。取引規制の法律が不十分であったジンコウの生育国のいくつかでは、これが効を奏したようである。つまりワシントン条約が、変化をひき起こす外的動因となったといえる。しかし、管理手続きそのものに着手するなど、伐採に関する条約の規定を国内規制に連結させるところまで変化を追求しないと、ワシントン条約による違法伐採の抑制は、十分な効果をもたらさないだろう。「有害でないという判定」も、著しい取引の再検討も、またワシントン条約の他のどの必要条件も、自動的に国内規制との連結をもたらすものではない。

附属書Ⅲに種を掲載する締約国は、すでにその種を保護する意志を表明している。その目的のために十分な国内規定を備えていなければならないからである。これには、インドネシアでラミンの違法伐採を減らすために採用された規定のように、かなり限定的な法規定も含まれる。附属書Ⅲへの掲載は、その試みの中で、一般認識を高め、規制を強化し、他の締約国からの支援を得るための効果的な手段となりえる。他の生育国への影響については、未だ疑問視される。附属書Ⅲには、他の2つの附属書のような、厳しい監視・規制活動が伴わず、また生育国は持続可能性を提示する必要がない。しかし附属書Ⅲ掲載が失敗に終わった場合、締約国はその種を附属書Ⅱに移行することもできる。その場合、附属書Ⅲの施行を改善してきたその締約国は、附属書Ⅱに関して、さらに追加条件を満たすことが求められる。

ケーススタディ 1：アレルセ *Fitzroya cupressoides* (附属書 I)

アレルセ (パタゴニアヒバ) *Fitzroya cupressoides* に関するケーススタディは、附属書 I に掲載された木材種で、分割掲載や留保の対象となったもの、また条約以前の在庫と所持品についてが問題になった種への対策の変遷を浮き彫りにする。

アレルセは南アメリカ南部に固有の常緑針葉樹で、大半はチリとそれに隣接するアルゼンチンの地方に生育する。世界で 2 番目に長寿の樹木で、3,600 年以上生きている。チリのアンデス山脈では、アレルセは火山活動によって大規模な土地があらされたことや、火事の被害を受けた地域と関わりがある。しかし種の存続を脅かしているのは、繰り返される人間による火事や草食動物による過度の採食である。

アレルセは、文化的、歴史的に非常に貴重な種である。過去にはその美しさと頑丈さから、相当量の商業的利用があった。それはチリ南部では建設用の板や屋根板として、また樽、家具、楽器、鉛筆、手工芸品にと、広く使用されている。

アレルセは 1975 年から附属書 I に掲載されている。

アルゼンチンでは、その生育分布地 20,625ha (Kitzberger *et al.*, 2000, cited in Premoli *et al.*, 2000) の 85% が保護区内にある。Kitzberger らは、この数値から、アルゼンチンのアレルセ個体群の違法伐採はほとんどないと考えている。しかし、この保護区の指定により、この種が違法伐採から完全に守られているとは言えない。第 7 回生物多様性条約締約国会議で発表された WWF の報告によれば、保護区は違法伐採を含め多くの深刻な脅威にさらされていることや、管理の効率が予算や執行能力など多くの要素に依存していることがわかった (Anon., 2004d)。チリのアレルセの森林は 280,137ha で、同種の生育地の 96% 以上を占めるが、保護されているのはわずか 9%、25,624ha すぎない。チリのアレルセは 5 つの国立公園と 2 つの森林保護区、その他の保護地域で保護され、1983 年には総面積が 28,000ha であった。チリのアレルセの森林の大半は私有地である。その生育地は 16 世紀から大規模に破壊され荒廃してきた。

国立公園へ含められたことや保護の状況にも関わらず、IUCN / SSC の絶滅のおそれのある植物の委員会 (IUCN/SSC Threatened Plants Committee) は 1981 年、アレルセがその多くの生育域で深刻に枯渇していると報告した。Golte (1996, cited in Anon. 2006) によれば、大量の伐採により、海岸の山系と高地の山系で種の再生が妨げられている。アレルセへの主な脅威は、多くの指摘があるように、過度の商業的消費、開拓伐採、焼き払い、増加する入植である (Anon, 2000a; Premoli *et al.* 2000)。

附属書 I に掲載されたのち、アレルセは 1976 年、チリ農務省により Supreme Decree No. 490 の下、国定記念物に指定された。この法令は、チリに生育するすべてのアレルセに適用された。しかし法令の第 2 条は、チリのワシントン条約管理当局でもある国立森林協会 (CONAF) の許可があった場合のアレルセの伐採・採取について定めている。何を採取してよいかについては第 5 条に定められており、CONAF の承認を条件に、枯木であれば、立っていても埋まっても、採取して商業取引してよいとしている。すなわち同法令は、生きているアレルセを伐採することを禁じているのだ。同法令第 6 条は、CONAF が、生産者登録を保持し、採取に関するすべての情報を記録するよう規定している。採取場所に関する情報、採取の量、使用道路計画図が含まれる詳細にわたる採取計画が提出され、CONAF により実地検

証される。その計画のために伐採、採取の条件が許可システムにより設けられている。重機の使用は禁止され、森林から道路までの木の運搬は、動物（通常は牛）によって行わなければならない。運搬のためには文書が発行される。執行には農務省と国家警察があたる。現場では定期的に取り締まりと検査が行われ、すべての条件が満たされているか検証され、木の採取量と販売量の全記録が保管される。故意に引き起こされる森林の火事に対しては、空中偵察と陸上偵察、効率的なコミュニケーション・ネットワークなどを含む火事の探知システムで対抗している。

法令 No. 490 は、1973 年以前に採取されたアレルセの取引を許可しており、それはワシントン条約の条約適用以前の取引として扱われる（ワシントン条約がその種に適用される以前に入手された標本に関して適用）。チリでは、国内法が採取を許可したとしても、これを許可するように附属書 I 掲載の条件が改定されない限り、1975 年以降に採取された標本を輸出することはできない。

チリは 1983 年に、沿岸のアレルセ個体群の枯木を附属書 II に移行する提案を第 4 回締約国会議に提出した (Anon., 1984)。チリは、85,000ha 以上ある海岸線地域にあるアレルセの枯木の総量は、埋まっているものを含め、100 万 m³ であると推定した。この提案は締約国に採択された。これは、事実上、アレルセの分割掲載を意味した。アレルセの他の個体群は、附属書 I の条件を付されたまま残ったのだ。チリの意図は、現存の焼かれた森林からの木材の取引を許すことだった。チリは、生きている樹木の採取およびアレルセを焼くための計画的で違法な火事の利用に対する管理対策を実施したことについて、提案の支持文書にその証拠を提示した。チリは、1975 年から 1987 年にかけて探知した自然発火による火事は 2 度だけだったと報告したが、その探知システムが自然発火でない原因による火事を防ぐことができたかについては示していない。

アルゼンチンは 1987 年、チリに相談することなく、チリの海岸線の個体群を附属書 I に戻すことを提案した。会議でその提案が可決されたとき、チリは留保に付す意志を表明した。つまり、附属書 II の輸出に義務づけられるのと同等の書類を発行すれば、まだアレルセを取引するということだ。アルゼンチンの提案は、ワシントン条約の植物ワーキンググループ (PWG) の支持を得た。同グループは、輸出について割当等のシステムが必要になるのは、条約適用以前の在庫がなくなってからだと認識した。しかし条約適用以前の在庫があるうちに割当を確立することを望んだチリは、異を唱えた。1987 年の締約国会議での議論では、チリにある「多量の条約適用以前の在庫」について言及されたが、それ以降、その在庫の検証については報告されていない。

ワシントン条約のデータは、チリが 1977 年以来アレルセを輸出してきたことを示している。1984 年まで、使われた単位には一貫性がなく、条約の条件にも従っていなかった。そのため取引の一貫性を反映する正確な記録を提示することを困難にした。CONAF によると、1981 年から 1985 年までの取引量は 14,678m³ であった。ワシントン条約の年次報告書では、1985 年から 2002 年までの取引量が 500,000m³、年平均 29,000m³ となっている。量には 2001 年の 27.5m³ から 1989 年の 86,000m³ と、かなりのばらつきがある。ワシントン条約取引データベースによると、1999 年から 2003 年までに、チリは合計 595m³ のほか、4 本の生きた標本、43,000 本の木材を輸出したが、そのうち、条約適用以前の在庫の積荷は一回分 (4.74 m³) しかなかった。当初の数年の記録には、立方メートルで記されていない木材や量、そして生きた標本は含まれていない。1999 年以前のデータを簡単に分析してみても、チリが発行した許可書による量と、輸入国で到着時に記録された量の間には不一致がある。1999 年以降は、

取引された量が少なく、問題があるようには見えない。

ワシントン条約年次報告書のデータによると、1989年に押収されたアレルセは20 tで、その原産国は不明だが、アルゼンチンにアレルセの立ち木や在庫が残っていないことを見れば、それはほぼ間違いなくチリである。1994年には、さらに4 tがスイスで押収された。他の国からも、種子や生木の積荷がいくつか押収されたケースが報告されている。

アレルセの取引については、さらに複雑な問題がある。チリで製造が盛んなアレルセの手工芸品は、外国人観光客をターゲットにしている。沿岸のアレルセが附属書Ⅱにとどまっていれば、あるいはもしチリの留保が依然として有効であったなら（2005年4月に撤回）、観光客は手工芸品を手回り品として合法的に輸出することができたであろう。しかしチリの留保が撤回された時点で、観光客によるアレルセの手工芸品の輸出は違法となった。もし枯れたアレルセの採取が正しく監視され管理されていたなら、地方手工芸品産業に合法的木材が提供されたはずで、それ以降も合法的輸出ができたかもしれない。

結論として、このケーススタディは、附属書Ⅰが国際取引の需要からの保護を提供できること、そしてアレルセが再度附属書Ⅰに移行された後、その取引が相当減少したことを示している。しかし附属書Ⅰの掲載に同意せず不満をいだいた締約国も、自国の個体群を附属書Ⅰの拘束から外す様々な方法があること、そして条約適用以前の在庫の利用を効果的に監視する方法がなければ、それを他の在庫分と区別するのが難しいことを、締約国は理解する必要がある。条約の掲載種にはよくあることだが、条約に掲載することが国内の伐採・採取と取引に与える影響についての情報は、残念ながら不明瞭である。しかしアレルセの主な市場は主要生育国の国外にあるので、この市場への制約が違法採取の規模を大幅に減じると結論できそうである。もちろん、政府の監視システムが十分に効果的でなければ、違法に採取されたアレルセが在庫に加えられることになろう。業者は、国際取引が再開されるのを待つのもよいが、アレルセの危機状況の深刻さを考えれば、その可能性は僅少であろう。

ケーススタディ 2：マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis*（附属書Ⅱ）

マラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* は非木材製品用に伐採されている種である。このケーススタディは、附属書Ⅱ掲載後に国内法を改善されることの役割、そしてよく似た種の問題や「有害でないという判定」、著しい取引の再検討の意味を明らかにした。

ジンコウは、2つの属から産出される。アクイラリア属 *Aquilaria* がインド北東部からバングラデッシュ、東はインドネシアとニューギニアの島まで分布し、もうひとつはギリノプス *Gyrinops* である。これらの属の樹木に見られる樹脂状の生成物は、ある菌類の感染によって生じ、樹脂の染み込んだ芯材を産み出す。この芯材は芳香があり、中東から日本、台湾まで全アジアでお香や医薬品、香水の原料として需要が高い。この種に対する主な脅威は、無規制でしばしば違法におこなわれる伐採と取引である。それに次ぐのが、他の樹種の伐採で、それによりこの種が損傷し、その生存が危うくなっている。



Credit: WWF-Canon/Alain Compost

インドは第9回締約国会議でジンコウを附属書Ⅱに掲載することを提案、1995年2月16日に掲載が発効した。この種は注釈^{#1}で掲載され、それは小さな部分や派生物だけが条約の規制を免れていることを示す（ANNEX 1）。インドはこの提案を準備するに際して、この種が商業用の過度の採取と地域的な絶滅によって、国内で深刻な絶滅の危機に瀕していると結論づけた。樹脂は他のアクイラリア属 *Aquilaria* やギリノプス属全種 *Gyrinops* spp. でも作られるが、ワシントン条約に掲載されているのはマラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* だけだった。ここで生じる執行上の問題は、特に取引がチップや木片、粉末/おかくず、オイルや線香等の加工品の形で行われるため、樹脂木材がどの種のものか識別できないことである。この執行上の問題を和らげるためによく似た種に関する条文、第2条2（b）項が考慮されることはそれまでおこなわれなかった。

1995年にジンコウが附属書Ⅱに掲載されて以来、いくつかの国では、同種の違法伐採と取引の問題の取り上げられ方が顕著になった。掲載によって、ジンコウの保護状況が向上したように見える。フィリピンやインド、マレー半島、サバ、ミャンマーでは、条約への掲載の前に、ジンコウの保護措置をとっていた。一方ブータンやインドネシア、サラワク、シンガポール、タイは、掲載後、ジンコウについて、より強力な法律を制定した。インドネシアでは、条約の管理当局が同時に資源の使用を管理・規制する局でもあること（森林保護・自然保護事務局、PHKA）が長所となっている。これはサラワク（サラワク森林社、SFC）やブータン（森林事業局、DFS）、ミャンマー（森林局）でも同様である。マレー半島とサバでは、ワシントン条約許可書は2001年より木材の取引局（マレーシア木材産業評議会、MTIB）が発行している。フィリピンでは保護区野生生物委員会（PAWB）、タイでは農務局、シンガポールでは農食獣医当局（AFVA）が許可書の発行を担当、インドの管理当局は環境省下の森林事務局長が担当している。1995年以来、ジンコウの保護状況がよくなった例があるとはいえ、個体群監視のメカニズムと、保護や採取、取引を管理している規制がどのように執行されたかの詳細については、2003年において、未だ生育国からほとんど報告がない（Anon., 2003b）。

表 5

生育国からのマラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* 輸出と輸入 (kg) (再輸出は除外)
(1995-2001)

| 生育国 | 年 | 生育国から報告され た輸入 | 生育国から報告され た輸出 |
|--------|------|------------------|------------------|
| インドネシア | 1995 | 500 | 323,577 |
| | 1996 | 214,922 | 293,593 |
| | 1997 | 1,783 | 305,483 |
| | 1998 | 247 | 147,212 |
| | 1999 | 0 | 76,401 |
| | 2000 | 0 | 81,377 |
| | 2001 | 4,772 | 74,826 |
| マレーシア | 1995 | 116,411 | 90,478 |
| | 1996 | 157,713 | 163,107 |
| | 1997 | 90,830 | 87,230 |
| | 1998 | 60,050 | 630,851 |
| | 1999 | 35,270 | 528,190 |
| | 2000 | 65,500 | 887,600 |
| | 2001 | 21,300 | 32,900 |
| タイ | 1997 | 216 | 244 |
| インド | 1999 | 0 | 5 |
| | 2000 | 5,600 | 3 |
| | 2001 | 0 | 1 |

出典： CITES annual report compiled by UNEP-WCMC (extracted from Anon., 2003)

表 5 と表 6 は、1995 年から 2001 年にかけてのジンコウの輸出と輸入の量を示す。ワシントン条約のデータは、マラッカジンコウからの沈香の取引量の 95% 以上は、インドネシアとマレーシアからのもので、シンガポールは貨物の主要集散地として、その 2 つの隣国が原産地である製品を再輸出していることを示している。シンガポールは、1995 年から 2001 年までに輸出されたすべてのジンコウの 45% を輸入しており、同時期に再輸出されたものの 91% を輸入している。最終目的地は台湾とアラブ首長国連邦、サウジアラビア、日本である。違法の国際取引や、生育国における違法伐採や未報告の採取については報告されていないが、ワシントン条約のデータによると、シンガポールはその輸入量よりもずっと多いジンコウを再輸出している (Anon., 2003)。

ジンコウは 1995 年に条約に掲載されてから国際的に注目されてきたが、5 年後の取引量は依然多く、バーデンら (Barden *et al.*, 2000) が明らかにしたように、採取と取引の問題は継続している。ジンコウは 1990 年代のおわり、植物委員会により、1998 年から 2000 年にかけて著しい取引の再検討の対象に選ばれた。その結果出された様々な生育国への提言 (Anon., 2003b) には、違法の採取と違法取引に関して調査すべき点が明示された。それを以下に示す。

マレーシアのワシントン条約科学当局は、マレーシア木材産業評議会 (MTIB：マレー半島の樹木種に関する条約管理当局) およびサラワク森林局 (サラワクの管理当局)、マレーシア森林調査研究所 (FRIM)、そのほか関連する技術的な専門家と協力して、沈香の採取と取引の監視に使うための着実な「有害でないという判定」調査の方法を作成するワーキンググループを招集すべきである。

表 6

輸入国によるマラッカジコウ *Aquilaria malaccensis* の取引 (kg)

| 国 | 年 | チップ、粉、木材 | | オイル | |
|----------|------|-------------|----------------------|-------------|----------------------|
| | | 輸入国が報告した輸入量 | 輸出国／再輸出国が報告した輸出／再輸出量 | 輸入国が報告した輸入量 | 輸出国／再輸出国が報告した輸出／再輸出量 |
| アラブ首長国連邦 | 1995 | | 51,256 | | 2 |
| | 1996 | | 25,388 | | |
| | 1997 | | 52,429 | | |
| | 1998 | | 82,668 | | |
| | 1999 | | 26,042 | | |
| | 2000 | | 21,305 | | |
| | 2001 | | 10,303 | | |
| 香港 | 1995 | 25,855 | 40,275 | | |
| | 1996 | 47,256 | 57,357 | | |
| | 1997 | 52,684 | 52,770 | | |
| | 1998 | 55,093 | 55,487 | | |
| | 1999 | 63,354 | 66,576 | | |
| | 2000 | 27,769 | 27,770 | | |
| | 2001 | 15,787 | 22,973 | | |
| インド | 1995 | 38 | 14,454 | | |
| | 1996 | | 15,184 | | |
| | 1997 | | 19,364 | | |
| | 1998 | | 36,867 | | |
| | 1999 | 6,699 | 45,150 | | |
| | 2000 | 24,399 | 37,018 | | |
| | 2001 | 42,833 | 69,847 | | |
| 日本 | 1995 | 6,629 | 11,159 | | |
| | 1996 | 10,829 | 22,302 | | |
| | 1997 | 10,134 | 20,512 | | |
| | 1998 | 8,126 | 18,082 | | |
| | 1999 | | 21,119 | | |
| | 2000 | | 21,175 | | |
| | 2001 | | 20,202 | | |
| サウジアラビア | 1995 | | 39,885 | | |
| | 1996 | | 13,307 | | |
| | 1997 | | 75,392 | | |
| | 1998 | | 73,168 | | |
| | 1999 | | 21,616 | | |
| | 2000 | | 15,674 | | |
| | 2001 | | | | |
| シンガポール | 1995 | 116,581 | 345,677 | | |
| | 1996 | 375,882 | 417,130 | | |
| | 1997 | 91,046 | 350,158 | | |
| | 1998 | 33,550 | 173,733 | | |
| | 1999 | 5,000 | 79,952 | | |
| | 2000 | 70,950 | 127,899 | | |
| | 2001 | 21,300 | 90,265 | | |
| 台湾 | 1995 | | 211,308 | | |
| | 1996 | | 69,756 | | |
| | 1997 | | 121,032 | | |
| | 1998 | | 38,798 | | |
| | 1999 | | 13,951 | | |
| | 2000 | | 6,139 | | |
| | 2001 | | 45,077 | | |

出典： CITES annual report compiled by UNEP-WCMC (extracted from Anon, 2003)

マレー半島とサラワク両方の法律に基づき、ワシントン条約の輸出許可書を申請・発行する前に、沈香の合法的採取と取引は許可システムにより規制されること。1998年から2002年までに年次、発行された許可書を使って、採取場所を照合し、それをもとに、1) これら2つのマレーシア地区における沈香の採取と取引のどの程度が合法的なものかを明らかにし、2) どのように採取と取引が管理されていて、どのようにによりよく管理されるうるかを示し、3) 取引統計を照合すること。

インドは、輸入された在庫分を他の原生個体群からの生産物と区別するために現在使っている規制・管理機構を明らかにすべきである。さらに、マラッカジンコウから派生した「formulation」についての「有害でないという判定」過程の施行することに、ある程度の考慮をすべきだ。インド北部でのマラッカジンコウの植林事業の現在のレベル、特にアッサム州のものが示唆するのは、沈香の植林が州の森林管理戦略の重要な部分となるには、インドの国内法に関する取引規定を再度検討し、良い管理が行われるためのしっかりした誘因の存在を確認する必要があるということだ。

インドネシアは、より予防的な原理のもとに年ごとの割当を設定するようになってきたが、「有害でないという判定」の査定に現在使われている方法を明示するよう要請された。特に実際に採取・取引されたマラッカジンコウの量の計算方法が重要とされる（他の4つの沈香を含む割当内で生産する）。インドネシア当局（ワシントン条約植物委員会の代表を含む）は、「有害でないという判定」のしっかりした調査方法を作り上げることが優先課題であると同意し、これを達成するために、インドネシア沈香取引協会と協力していくことにも同意した。しかしこの協議プロセスは、優先順位を考え技術的な段階に進むべきである。

沈香を生産する樹木が1種しか掲載されていないことが執行上の問題の原因であるとして、ワシントン条約締約国は、第13回締約国会議（2004年、バンコク）において、アクイラリア属全種 *Aquilaria.spp* とギリノプス属全種 *Gyrinops.spp* を附属書Ⅱに掲載することを投票で決定した。これにより、輸出、再輸出、輸入地点で、種の識別の誤りが原因で生じた執行上の問題はなくなるはずである。

結論として、ワシントン条約はその附属書への掲載と著しい取引の再検討の両方を通じて、ジンコウに関する執行活動を広げる上で重要な外的機構となった。

ケーススタディ 3：ラミン *Gonystylus* spp. (附属書Ⅱ)

ラミン *Gonystylus* spp. はワシントン条約附属書Ⅲに掲載され、後に附属書Ⅱに移行され、条約の留保、「有害でないという判定」、厳しい国内法、条約適用以前の在庫分の対象となった。国際的なラミン保護の協力レベルが、この種の国家間イニシアティブを進める上での貴重な先例となった。

ラミンは約 30 種からなり、高木だが、なかには低木のものもある。この属はニコバル、ソロモン、フィジー諸島を含み東南アジアに広がっている。ラミンは軽量から中重量の硬木で、その中でもっとも高価な種は *G.bancanus* である。ラミンは大変貴重な木材種で、1m³ 当たり 500 米ドルになり、年間国際取引金額は、1 億米ドルを超える。

ワシントン条約におけるラミン保護の経緯を以下に紹介するが、これはトラフィックサウスイーストアジアによる調査、「Framing The Picture: インドネシア、マレーシア、シンガポールのラミン取引の評価」(Lim, et al., 2004) の情報に基づいている。

ラミンは、インドネシアの保護区における違法伐採に関する憂慮から、2001 年、同国によって附属書Ⅲに掲載された。掲載に先立ち、インドネシアは、ワシントン条約の決議 9.25 (改正) の提言に従い、違法の採取・取引を取り締まるためにいくつかの規制手段を採択した。森林省は 2 つの省令を出した。第 1 に、ラミンの採取と取引の完全な禁止、第 2 に、厳しい条件の下でラミンの採取を限定して許可する、というものだ。インドネシアは 2001 年 8 月より、ラミン *Gonystylus* spp. の個体群を附属書Ⅲに掲載した。また 2001 年 4 月 12 日から、同種に輸出割当ゼロを設定した(ワシントン条約の通達 2001/026)。しかし 2001 年 6 月 11 日、インドネシアはこの告示を改訂し、2001 年 4 月 12 日以前に保管されたラミン、21,034m³ の登録済み在庫分について取引を許可すると述べた(森林省令 No. 168/Kpts-IV/2001 に関連)。さらにインドネシアは、スマトラのリアウ州の PT ダイヤモンド・ラヤ木材伐採許可地からのラミン木材と製品の取引を許可することを決定した(ワシントン条約の通達 2001/040, 2005/007 に関連)。ダイヤモンド・ラヤは、LEI (国家証明書機構) からの持続可能な森林管理証明書、そして FSC の認可の良好な森林管理証明書を所持している。また、FSC から流通過程認証を受けとっている。条約の通達(表 7 参照)ではしたがって、インドネシアからのラミン材について、1) ワシントン条約適用以前に登録された在庫のラミン、2) PT ダイヤモンド・ラヤ木材伐採許可地産のラミン、3) その他の出所からのラミン(輸出が許可されなかったもの)、という 3 つの出所を区別している。ダイヤモンド・ラヤからのラミンについて、PHKA は州の森林局に対し、承認の手紙と森林製品の合法性証明書(SKSHH)を発行するよう要請した。この合法性証明書は、ワシントン条約の輸出許可書を発行する前に、ダイヤモンド・ラヤ伐採許可地のための「有害でないという判定」調査結果に基づく年間伐採許可(AAC)割当に従って発行されるものだった。

もうひとつのインドネシアの法令(No. 1613/Kpts-II/2001、2001 年 10 月 30 日)は、ラミンの輸出手続きについての詳細を示している。(これはラミンの輸出者が PHKA からワシントン条約輸出許可書入手する必要性を含む)。この法令は、ラミンの丸太、切断材、ベニヤ板の輸出を全面的に禁止し、ダイヤモンド・ラヤを出所とするものと登録された在庫分から



Credit(cover photo): FRIM-UNDP/GEF Peat Swamp Project

のものも例外ではない。しかし登録された在庫分からのモールディング（繰形板）、ドエル（開釘）、ブラインドには、輸出許可書が与えられてもよい。Section I 3 (2) c は、条約事務局が他の締約国にあらかじめ通知していることを条件に、ラミンその他の製品を輸出許可書なしに輸出することについて規定している。ただしそのような通達は、まだ作成されていない。

表 7
インドネシアの国内法と、それに関連するワシントン条約の通達

| 法律 | 発効日 | 番号 |
|-----------|-------------------|----------------------------|
| インドネシアの法律 | 2001.04.11 | No.127/Kpts-V/2001 |
| ワシントン条約通達 | 2001.05.18 | No.2001/026 |
| インドネシアの法律 | 2001.06.11 | No.168/Kpts-IV/2001 |
| ワシントン条約通達 | 2001.07.09 | No.2001/040 |
| ワシントン条約通達 | 2001.08.10 | No.2001/053 |
| ワシントン条約通達 | 2005.03.01 | No.2005/007 |

出典：CITES notification, interpreted by TRAFFIC Southeast Asia

マレーシアは2002年6月、インドネシアからのラミンの丸太の輸入を禁止することで、インドネシアの附属書Ⅲ掲載を支持した。附属書Ⅱへの掲載以前には、ワシントン条約の正規の許可書なしに、インドネシアからマレーシアや米国や英国といった他の国へも、頻繁にラミンが違法に持ち込まれ押収が相次いだ。これは、ワシントン条約の規制が効果をあげていることを示しているが、その反面で、違法取引が行われていたことがわかる。マレーシアの複数の会社がラミンを違法に輸入し、それをマレーシアの条約証明書を使って合法的に見せかけていたという報告がある。そしてマレーシアが、ラミンの丸太と切断材を除いた部分と派生物の附属書Ⅲ掲載について留保（2001年8月）をした（ワシントン条約通達 No. 2001/068）ことで、さらに問題が生じた。それに加え、一般に締約国は、附属書Ⅱの掲載に比べ、附属書Ⅲの掲載については理解が低く施行も徹底されていない。マレーシアによる丸太輸入の禁止に関して施行上の弱点がいくつか判明したとき、マレーシア政府は、インドネシアからの60立方インチ（375cm³）以上の大きな角材とスクエア材（LSS）の輸入禁止を2003年6月に発表した。これによりマレーシアの当局は、国境における施行活動のための基盤がある程度確保できた。というのは、ラミンの密輸には、積荷を他の木材種と混ぜてしまうという方法が使われていたからである。

2004年、主要な輸出国と通過国であるインドネシアとマレーシア、シンガポールは、ラミン取引に関する三国タスクフォースを設立した。これは、国境での取引規制を強化せよとのNGOの圧力に応えたものであった。

第13回締約国会議でラミンは附属書Ⅱに掲載された。掲載に付された注釈には、すべての部分と派生物の例外として、種子、孢子、花粉、試験管中で得られた実生培養体、人工的に繁殖させた植物の切り花とある。インドネシアがラミンを附属書Ⅱに掲載するという提案を出したのは、減少するラミン個体群と、保護地域で続く違法伐採、そして違法に伐採され

たラミンが世界市場から姿を消さないことにインドネシアが憂慮したからに他ならない。インドネシアは附属書Ⅱへの掲載を提案したとき、ラミンの違法伐採の問題に対して国際協力が強化されることを期待した。実際マレーシアはそれに応え、2005年6月、附属書掲載のラミンの留保を撤回した。

ラミンのケースは、より厳格な国内方策と互恵的な政策配置が、地域タスクフォースの前兆としての附属書Ⅲ掲載や、現行の附属書Ⅱ掲載と同時に機能することで、違法伐採を取り締まる明らかな方策としてどのように機能するかということについて提案をしたことを示唆している。

ケーススタディ 4 : オオバマホガニー *Swietenia macrophylla* (附属書Ⅱ)

ラミン同様、オオバマホガニー *Swietenia macrophylla* は、附属書Ⅲへの掲載により、ワシントン条約の監督下に置かれた。それは附属書Ⅱへの掲載に先立つものだった。同種は「有害でないという判定」調査の対象となり、その国際的協力は注目に値するほど積極的に行われた例である。

オオバマホガニーはメキシコ南部から中米、そして南米のボリビアやブラジルまで分布し(アマゾンの盆地の大半を含む)、それは新熱帯区ではもっとも硬い樹木のひとつで、国際市場で大変貴重な種である。

1992年と1994年にオオバマホガニーを附属書Ⅱに掲載するという提案が出たが、うまくいかなかった。そのためコスタリカは、1995年に同国のオオバマホガニーの個体群を附属書Ⅲに掲載した。それは丸太と切断材、ベニヤ板のみが対象であり、コスタリカからの取引にはワシントン条約の輸出許可書が必要で、他のすべての生育国からの取引には同ワシントン条約の原産地証明が必要ということの意味する。さらに加工を施された他のすべての製品、合板、モールディング、家具などは、規制の対象から除かれていた。コスタリカによるオオバマホガニーの合法的輸出はたいへん少なく、1996年から2002年にかけて100m³以下であり、比較的たいした量ではないとされた。他の生育国はコスタリカの例にしたがい、ボリビアとブラジル(ともに1998年)、メキシコ(1999年)、ペルー(2001年)、コロンビア(2002年)も同種を同じ注釈とともに附属書Ⅲに掲載した(Anon., 2002b)。表8と表9は、1996年から2002年までのオオバマホガニーの取引データを示し、ボリビアとブラジル、ペルーが主要な輸出国であり生育国であることがわかる。

表 8

主な輸出国からのオオバマホガニー *Swietenia macrophylla* 木材の年間輸出货量 (m³)
(1996 - 2002)

| 輸出国 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 平均 |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ブラジル | 101,473 | 94,744 | 43,438 | 54,961 | 39,857 | 40,413 | 41,183 | 59,438 |
| ペルー | 4,448 | 10,893 | 20,720 | 51,487 | 33,048 | 41,400 | 50,429 | 30,346 |
| ボリビア | 25,989 | 27,963 | 20,159 | 8,520 | 10,549 | 7,613 | 4,596 | 15,056 |
| ニカラグア | 17,106 | 19,029 | 5,773 | 5,165 | 3,863 | 5,991 | 7,278 | 9,172 |
| グアテマラ | 2,100 | 1,687 | 1,098 | 406 | 2,716 | 3,135 | 2,483 | 1,946 |
| ベリーズ | 1,931 | 233 | 125 | 2,326 | 2,030 | 709 | 1,173 | 1,218 |
| メキシコ | 2,266 | 497 | 271 | 168 | - | 2,473 | 589 | 895 |
| ホンジュラス | - | 885 | 880 | 1,324 | 666 | 556 | - | 616 |

注：量には、製材や木材として報告されたマホガニー類が含まれる。

データは、輸出国と輸入国の両方から提供された再輸出のデータを除いた取引記録に基づく。

出典：CITES trade database maintained by UNEP-WCMC, as reported in Anon, 2004

表 9

主な輸入国が輸入したオオバマホガニー *Swietenia macrophylla* の年間輸入の量 (m³)
(1996 - 2002)

| 輸出国 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 平均 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 米国 | 54,455 | 73,846 | 74,485 | 89,161 | 70,601 | 85,615 | 68,632 | 73,828 |
| ドミニカ | 10,214 | 10,643 | 5,163 | 17,771 | 14,165 | 9,911 | 16,610 | 12,068 |
| 英国 | 16,832 | 1,739 | 4,167 | 5,664 | 2,741 | 2,922 | 1,136 | 5,029 |
| カナダ | 10 | 28 | 102 | 278 | 344 | - | 21,224 | 3,141 |
| スペイン | 791 | 825 | 2,392 | 2,147 | 775 | 766 | 710 | 1,201 |
| オランダ | 880 | 537 | 1,685 | 2,797 | 1,139 | 601 | 730 | 1,196 |
| メキシコ | 778 | 107 | 201 | 140 | 553 | 2,461 | 475 | 674 |
| アイルランド | 2,303 | 1,146 | 310 | 145 | 84 | 17 | 18 | 575 |
| デンマーク | 1,558 | 557 | 68 | 412 | 299 | 611 | 273 | 540 |
| ドイツ | - | 254 | 857 | 522 | 289 | 500 | 347 | 396 |

注：量には、製材や木材として報告されたマホガニー類が含まれる。

データは、輸出国と輸入国の両方から提供された再輸出のデータを除いた取引記録に基づく。

出典：CITES trade database maintained by UNEP-WCMC, as reported in Anon., 2004

ボリビアによる掲載に先がけた深刻な問題の原因としては、過度の採取と違法伐採、国内の森林法があったが、政府がこれに対処したことで、取引の監視と情報管理の向上が見られた (Anon., 2002b)。ボリビアは1996年、「森林法1700」を採択し、「最高令 #24453」により施行された。この法令は、森林資源の持続可能で効率的な利用と森林保護のための骨子を確立した。ワシントン条約の許可書は、管理当局である環境・天然資源・森林開発副省 (VMARNDF) が発行する。ワシントン条約に協力して調整を進めてきたのは、1997年に森林法1700を執行するために確立された国立森林監督機関 (SIF) と協力関係にある総合生物学的多様性局 (General Biodiversity Department) と、産業商業事務局 (Secretary of Industry and Commerce) の管轄下にある取引と輸出の規定の施行を監督する機能をもつ輸出に対抗する唯一のシステム (SIVEX)、そして税関と森林警察である。法律に支えられ3つの局が協力して進めるこの3方向アプローチは、ワシントン条約の施行の改善に繋がったようである。1998年以来、SIFはマホガニー類の伐採を許可したが、それは主として管理計画にもとづくものだった。1998年から2003年の生産量は、2000年の5,213m³から1999年の12,152m³まで開きがあり、2001年から2003年までの3年間の平均は約10,000m³であった (Anon., 2004)。ワシントン条約管理当局は、同条約をつくり制度化したことが、違法の森林活動の減少に役立ったとしている。また、1997年から1999年までの間で輸出データとそれに対応する他国での輸入データの間で大きい違いが確実に減少していることも、これまでの状況の改善を示しているだろう。

ブラジル政府は1996年以来、オオバマホガニーの採取と取引を規制するために、様々な法的措置をとってきた (Anon., 2002b)。「政府令1963」は、同種の商業的採取のための新たな認可と所有権の認可をすべて一時停止し、この停止はその後2度、2000年まで延長された。輸出されるオオバマホガニーは、ブラジルの管理当局である環境・再生可能天然資源院 (IBAMA) が承認した、持続可能な森林管理計画が適用されている森林からのものに限られ、半年毎に輸出割当が設定されている。しかし理由は不明ながら、1998年と1999年に輸出量が割当量を超過している。そのため、割当制度はこの種の取引に関する輸出管理を大幅に強

化してきたと考えられているものの、NGOは、公式な押収の報告に加え、広域で報告されている違法活動の疑惑の広がりについて明らかにする姿勢を継続した（Anon., 2004a）。

ペルーのマホガニー類の輸出量は、1996年の19,078m³から2000年の51,000m³強まで大幅に増加したが、2003年には42,800m³まで減少した（Anon., 2002b; Anon., 2004）。この増加は、ボリビア、そしてその後ブラジルがオオバマホガニーを附属書Ⅲに掲載した時期に一致し、ペルーにおける違法活動が示唆される（B. Ortiz, TRAFFIC South America, *in litt.* 22 January 2005）。ペルーのマホガニー類の採取と取引を規制している法的な枠組みは、「森林・野生動物法27308（Forestry and Wild Fauna Law 27308）」は2000年7月に、それに関連する「森林・野生動物法規定（Forestry and Wild Fauna Law Regulation on 9 March 2001）」の中でそれぞれ修正された。法律は未加工のマホガニー類製品の輸出を禁じている。2001年の附属書Ⅲへの掲載の動きにより、データの編集と分析の問題が取り上げられた結果、新しいデータ取扱い方法が導入され、掲載日から記録保管が徹底させることになった。また許可書の申請に際しては、多くの書類の提示が義務づけられた。違法伐採の観点から見てもっとも重要なのは、森林税および伐採権の受領証、そして木材の積荷に添付される森林輸送証明書である。ペルーの管理当局は、国家天然資源局（INRENA）である。

オオバマホガニーは2003年11月15日、附属書Ⅱに掲載され、丸太と切断材、ベニヤ板の他、合板も含まれるという注釈（#6）が付されている。その掲載からまだ時を経ておらず、施行上の改善をはっきり見ることはできないが、前述の国はみな、ワシントン条約の規制の度合の強化を図っている。ひとつの重要な出来事は、2004年5月、ITTOの支援を得て組織されたペルーにおけるオオバマホガニーのワークショップである。その目的は、マホガニー類の輸出に関する「有害でないという判定」に関わる実際の活動について促進し、知らせることや、国内における各局間での協力と地域間協力の促進、国際機関のニーズの特定、監視の一般的アプローチの検討、潜在的な私的セクターの活動を開拓し、そして情報の共有の促進である（Anon., 2004）。ワークショップでは、マホガニー類に関し、ワシントン条約の施行についてはまだ多くの問題が残るものの、ペルーが積極的に問題に取り組んできたことが報告された。深刻な問題のひとつは、利権保持者の法令遵守状況、管理・監督をおこなう機関の構築を、合わせて効果的に評価できる方法が無いことである（Anon., 2004）。監視と取り締まり活動を特に現地において行い、毎年運用計画の確認をするには資金が限られている。マホガニー類を附属書Ⅱ掲載に至らせた同種の状況を改善するため、ペルーはワシントン条約各当局と主な森林分野の関係者も関わる国家戦略を作成した。附属書Ⅱ掲載後に取られたイニシアティブで注目されるのは、ブラジルのその申請から発行までの許可書を追跡できるシステムの施行である。このシステムは、許可書の発行について輸入国の管理当局に正式に連絡がいくことで補完される。また出国の地点でマホガニー類を識別するために技術者の訓練が施され、それを支援するマニュアルが作成されている（Anon., 2004; Anon., *in press*）。

第15回植物委員会（ジュネーブ2005年5月）において、オオバマホガニーは引き続き国際的な関心を集め、生育国が直面する施行上の様々な問題に取り組むように働きかけられた。ワシントン条約はこの状況の監視を継続し、3つの主要生育国であるペルー、ブラジル、ボリビアでの執行状況に関する懸念から、第13回締約国会議（バンコク、2004年10月）で、オオバマホガニー・ワーキンググループ（MWG）が再度設立された。このグループは以下のことを推進している。

- ・ 国および小地域レベルにおけるマホガニー類管理計画の作成と採択
- ・ マホガニー類種の分布、個体群のサイズ、保護状況を査定し監視するための森林目録とプログラム

- ・ ワシントン条約の手続きと文書に関して監視と管理を行うための「能力開発プログラム」
- ・ これらの事柄に関するワシントン条約決議 13.58 の施行の進捗報告の、締約国による 16 回植物委員会（2006 年 7 月 3 日～ 8 日）への提出

オオバマホガニーの採取と取引の持続可能性の問題については、少なくとも同種について初めてワシントン条約附属書への掲載が提案された 1992 年から問題視されてきた。附属書Ⅲへの掲載は、取引にある程度影響を与えたが、締約国の記録の取り方は一貫していなかった。多くの生育国で国際的、国内的な公的圧力がかかり、またオオバマホガニーの過度の伐採についての理解が深まり情報が増すにつれ、いくつかの締約国は、その伐採と取引、そして森林一般について規制の法的枠組みの強化を図りはじめた。オオバマホガニーの主要輸出国であり生育国であるボリビアとブラジル、ペルーが国内のオオバマホガニーの個体群を附属書Ⅲに掲載したとき、これらの取り締まりは勢いを得た。だが、この規制強化にもかかわらず、違法取引と違法伐採は、NGO によりはつきり指摘され続けた。この圧力に加え、協力して違法取引に対抗することの必要性を生育国がより深く認識したことで、2003 年 11 月、締約国はようやくこの種を附属書Ⅱへ移行することを決定した。これにより、オオバマホガニーの取引規制をさらに強化し、また採取と取引が種の生存に有害でないことを確実にするための法的枠組みと規制が作られた。それはまた、同種とその取引についての持続可能な管理を支えるための資金の追加を意味する。ワシントン条約 MWG が取り締まりを継続することで、生育国に対し、施行状況の向上に努めるよう圧力をかけ続けることができるだろう。

結論

ワシントン条約は、その2つの重要な特性である、監視と、持続可能な採取の徹底、という特性を発揮することで、違法伐採に対抗する締約国の能力を高める。また同時に、標本が輸出国の動植物保護法に違反せずに入手することを義務づけている。そしてこれらを実行するのに必要な条件は、締約国が、条約執行のための規制システムを整えているということである。3つの附属書の標本の取引はすべて、輸出国の動植物に関する国内法に従っていなければならない。同条約はそのすべての掲載種について監視を義務づけているが、木材取引や伐採のレベルの規制を支援することができるワシントン条約の役割としくみは、ある程度、どの附属書が使われているかによる。同条約が違法伐採に対抗するためにできるのは基本的にここまでである。条約は、他の点では各国の関連国内法と同程度の効果しか持ち得ないからである。また条約は、附属書に掲載されている種にのみ効果が得られるもので、実際に掲載されていない取引種が数多くあるという事実を見れば、限界があるのは明らかである。ワシントン条約が種に基づいた枠組で機能するのに対し、国の森林・木材法はしばしば一般的な木材のタイプに基づいていることが、条約がそれらの法律と整合するのを難しくしている。さらに、違法伐採に対抗する上で、ワシントン条約がもっている機会が使われずにいることもある。例えば重要な機会のひとつに、ワシントン条約の要請事項と当該国内の森林法、特に立木の採取に関する法の一体化の義務がある。現在これが実行されていないことは、ワシントン条約管理当局と森林を管理する機関が多く、多くの国においてバラバラであることが示されている。ケーススタディに見られたように、ワシントン条約の許可制度と伐採・採取の規制は、うまく連携されていない。ケーススタディで見た国では、これを変えようという政治的意志はあるようだが、一貫した努力がなされていない。能力やマンパワー、知識の欠如という問題があり、加えて腐敗と賄賂が現状打開を妨げていると考えられる。

結論として、ワシントン条約は、一般的には保護と経済的な利益のために在来種を管理する能力、また具体的には違法伐採に対抗する能力をもっているが、その機会が十分に利用されていないと言える。非常に高価な製品を生み出す木材種について、人々の考え方が変わり、ワシントン条約が森林管理に関して提供できるものを政府がもっと活用するかどうかは、今後明らかになるだろう。ワシントン条約は、世界ではじめて「グリーンな」証明を導入したが、その施行については多くの問題を抱えてきた。今では違法伐採や取引に関して他の組織が新しいシステムや手段を採用しはじめた。森林認証の機構や、ITTOの持続可能な森林管理原則などがそれである。もしすべての締約国が、ワシントン条約を単なる取引禁止条令とか取引のみの条約と考えず、協力体制を整えていけば、ワシントン条約はさらに独自の役割を果たすことができる。

提言

違法伐採を取り締まる国レベルの施策をワシントン条約と関連づけるために、以下のような多くの提言が採択され得る。

監視

- ・ ワシントン条約の附属書に掲載されている樹木種を輸出するすべての国は、違法活動を明らかにすべく、当該種に由来する製品の流過程（CoC）を追跡する方法を開発しなければならない。それは管理当局の責任であり、後述のチェックリスト上でひとつのチェック項目として挙げられるべきである。同条約の輸出許可書の発行は、流通経路における要求事項が整っていること確認されていることを条件とする。
- ・ 輸入国のワシントン条約の管理当局と税関は、合法的な採取であることの証明とするため、積荷に添付される書類を追加して要求することができる。そのような書類の例として、伐採権の証書や輸送許可書などがある。これにより輸入国はより厳しい方法をとることになるので、国の主権や信用の問題についても考慮する必要がある。
- ・ ワシントン条約締約国、特に附属書に種の掲載を提案した国の科学当局は、取引データベースのデータを定期的に分析し、違法取引の疑いのある事例を明らかにすること。
- ・ ワシントン条約事務局は、世界における取引を定期的に検証し、その結果を同条約植物委員会に提示する。取引データの比較分析により違法な採取が行われている地域を明らかにし、更なる調査をすることができる。
- ・ 附属書に掲載されている木材種の輸出国は、同条約の施行過程に森林局が関われるように対策を講じること。例えば正式な部署間の協力関係や政策決定の仕組み、また森林局を木材種の管理当局に正式に任命することを通じて行なう。
- ・ ある締約国内で、木材資源を管轄するさまざまな機関と、管理当局が協力関係をもつことは、その機能が同じ部局の中にあろうがなかろうが、科学当局との協力が優先されるべきである。ワシントン条約の施行を成功させるためには、協力体制が不可欠である。ワシントン条約の許可書や証明書を発行する前に管理と取引の全段階に規制条項を適用する能力が、持続可能性と合法性を確実なものにする。この調整能力は、種の識別に関する問題の解決、不正書類の識別、密輸やロンダリング防止など、条約を施行していくための様々な任務で発揮されるべきものである。

持続可能性

- ・ 持続可能な森林管理に関する国内基準が遵守されるために、ワシントン条約が取るべき施策は以下の通りである。
 - ・ 木材種について著しい取引の再検討を行なう時は、ワシントン条約の「有害でないという判定」の条件と、森林管理の基準・施行との間でしっかり調整をすること。

- ・ ワシントン条約に掲載された木材種について、「有害でないという判定」を行なう上で、生育国は協力を必要としている。国際団体が、マホガニー類に関する「有害でないという判定」調査に援助を提供しているが、条約に掲載されている他のすべての木材種については、専門的な支援と経済的な援助が、より求められている。「有害でないという判定」に関して、IUCN（国際自然保護連合）は技術的な要求事項に関する理解を助けるためのワークショップを開いている。様々な国と地域で、同様のワークショップがもっと行われるべきである。
- ・ ワシントン条約事務局は、国内の条約掲載樹木種の年間採取量を定めるため、その基盤となる森林管理計画と森林調査記録の作成を命じたかどうかすべての生育国に確認すべきである。この確認は、NGOなど独立組織と共同で行なうこともできる。その結果は常設委員会に報告され、常設委員会は、違法伐採による影響を減らすよう改善されているか監視する。

国内規定

- ・ 許可に関する決定をする上で、合法的な入手というワシントン条約の必要条件がもっと強調されるべきである。
- ・ 条約に掲載されている樹木の製品を輸出する各国は、管理当局のために、林産物取引の採取と取引に関するチェックリストを作成し採用するよう準備すべきである。管理当局は、許可書や証明書を発行する前にこのチェックリストを使うことで、輸出される標本が動植物保護に関わる国内法にのっとって入手されたことを確認できる。これは各国が、影響の少ない採取方法や、持続可能な管理と取引のための計画といった、違法な採取を取り締まる規定をすでに整えていることを前提とする。

識別

- ・ 識別に絡んだ執行上の問題のため、締約国は今後、よく似た種を含めて掲載すべき種を提案すべきである。掲載の検討については、すべての関係者および生育国と話し合いをしながら、慎重に行なわなければならない。木材はしばしば取引名のもとで商取引されており、識別の問題は外見についてだけでなく名称についても生じている。このような識別にまつわる問題は、掲載についての提案が出される前に、十分な調査をすることで回避しなければならない。

附属書の選択

- ・ 附属書 I への掲載は、総括的な調査と分析の後に、そうすることで問題の樹木種の国際取引を行なう動機を排除できると感じられた場合、違法伐採を抑制するためにのみ適用されるべきである。附属書 I への掲載は、それによって生じ得る負の影響をすべて考慮した上で、最後の手段として使われなければならない。

- 附属書Ⅱは、違法伐採に対抗する上で、ワシントン条約がもつもっとも重要な道具と考えなければいけない。附属書Ⅱは、他の方法が役に立たず、また種に焦点を当てたアプローチが功を奏しそうな場合に利用すべきである。
- 違法伐採を取り締まる目的で締約国が附属書Ⅲを使うのであれば、すべての生育国は、附属書Ⅲの規定を正しく施行すること、そして取引を国内での合法的な採取、持続可能な森林管理、CoCの確認などに関する規定に照らして検証することを強調し、取引を監視しなければならない。これにより輸入国は、条約の許可書のない附属書Ⅲの標本の積荷を違法のものと確信し、自動的に差し押さえることができる。

参考文献

- Anon. (1984). Transfer of the Chilean coastal population of *Fitzroya cupressoides* from Appendix I to Appendix II. Amendments to Appendices I and II of the Convention. Vol II. *Proceedings of the Fourth Meeting of the Conference of the Parties*. CITES, Lausanne.
- Anon. (2000). *Against the Law—The G8 and the illegal timber trade*. Greenpeace International. The Netherlands.
- Anon. (2001a). *Big-leafed Mahogany and CITES*. TRAFFIC Network Briefing, October 2001. Viewed 9 May 2006 at <http://www.traffic.org/mahogany/>
- Anon. (2001b). CITES Scientific Authorities checklist to assist in making non-detriment findings for Appendix II exports. Document Inf 11.3. A working document for the 11th meeting of the Conference of the Parties to CITES.
- Anon. (2002a). *Proceedings on Reforming Government Policies and the Fight Against Forest Crime*. FAO, Rome, Italy.
- Anon. (2002b). *CITES Appendix III Implementation for Big-leafed Mahogany Swietenia macrophylla*. TRAFFIC Online Report Series No. 1. TRAFFIC International, Cambridge, UK.
- Anon. (2003a). Annual review and assessment of the world timber situation. Document GI-7/03. Yokohama, Japan.
- Anon. (2003b). Review of Significant Trade *Aquilaria malaccensis*. Paper presented at the 14th meeting of the Plants Committee of CITES. PC14 Doc. 9.2.2, Annex 2.
- Anon. (2004a). “Illegal” Logging and Global Wood Markets: The Competitive Impacts on the U.S. Wood Products Industry. Prepared for the American Forest and Paper Association by Seneca Creek Associates, Poolesville, USA and Wood Resources International, University Place, USA.
- Anon. (2004b). A guide to interpreting outputs from the CITES Trade Database. Version 6. September 2004.
- Anon. (2004c). *Making Mahogany Trade Work: Report of the Workshop on Capacity-building for the Implementation of the CITES Appendix-II listing of mahogany*. ITTO Technical Series No. 22. ITTO, Yokohama, Japan.
- Anon. (2004d). *How Effective are Protected Areas: a Preliminary Analysis of Forest Protected Areas by WWF*. A report prepared for the seventh Conference of the Parties of the Convention on Biological Diversity, February 2004.
- Anon. (2005). Chile drops reservation to CITES trade ban on endangered species. 12 April 2005. Article by Environmental News Service, Santiago. Viewed May 2005 at www.ens-newswire.com/ens/apr2005/2005-04-12-03.asp
- Anon. (2006). Contribution to an evaluation of tree species using the new CITES Listing Criteria, Annex 2, Profiles of tree species: the Americas. *Fitzroya cupressoides*. Viewed on 7 July 2006 at www.unepwcmc.org/species/tree_study/americas/2-33.html
- Anon. (in press). *Manual de Procedimientos Administrativos para el Aprovechamiento, Transporte y Exportación de al Caoba (Swietenia macrophylla) en el Perú*. TRAFFIC, INRENA and WWF-Perú.
- Barden, A; Awang Anak, N.; Milliken, T. and Song, M. (2000). *Heart of the Matter: Agarwood Use and Trade and CITES Implementation for Aquilaria malaccensis*. TRAFFIC International, Cambridge, UK.
- Buitrón, X. and Mulliken, T. (1997). *CITES Appendix III and the Trade in Big-leafed Mahogany*. CITES 1997 Series. TRAFFIC International, Cambridge, UK.

- Callister, D.J. (1992). *Illegal Tropical Timber Trade: Asia-Pacific*. Species in Danger Series. TRAFFIC International, Cambridge, UK.
- Chen, H.K. (2004). *Report on Forest Law Enforcement and Governance in Malaysia in the Context of Sustainable Forest Management*. Prepared by TRAFFIC for the Government of Malaysia. ITTC 37th Session, ITTC XXXVIII/9, 11 November 2004.
- Chrystanto, S.Y. and Iman, S. (2003). *Study on Discrepancy Forest Product Trade Statistic in Indonesia*. Booklet Kehutanan 2003. Departemen Kehutanan, Ministry of Forestry, Indonesia.
- Clarke, S. (2004). *Shark Product Trade in Hong Kong and Mainland China and Implementation of the CITES Shark Listings*. TRAFFIC East Asia, Hong Kong, China.
- Contreras-Hermosilla, A. (2002). Law compliance in the forest sector. WBI working paper. World Bank Institute, Washington DC, USA.
- Golte, W. (1996). Exploitation and conservation of *Fitzroya cupressoides* in southern Chile. In Hunt, D. (Ed.). *Temperate Trees Under Threat*. International Dendrology Society, UK.
- Kitzberger, T.; Pérez, A.; Iglesias, G.; Premoli, A.C. and Veblen, T.T. (2000). Distribución y estado de conservación del alerce (*Fitzroya cupressoides*) (Mol.) (Johnst.) en Argentina. *Bosque* 21: 79-89.
- Lim, T.W.; Soehartono, T. and Chen, H.K. (2004). *Framing the Picture: An Assessment of Ramin Trade in Indonesia, Malaysia and Singapore*. TRAFFIC Southeast Asia, Petaling Jaya, Malaysia.
- Premoli, A.C.; Kitzberger, T. and Veblen, T.T. (2000). Conservation genetics of the endangered conifer *Fitzroya cupressoides* in Chile and Argentina. *Conservation Genetics* 1: 57-66.
- Reeve, R. (2004). *The CITES treaty and compliance: progress or jeopardy?* Briefing paper. Sustainable Development Programme, BP 04/01.
- Smith, W. (2002). The global problem of illegal logging. *ITTO Tropical Forest Update* Vol. 12/1, 2002.

ANNEX1 : ワシントン条約の附属書に掲載されている樹木種と、関連した注釈

| 附属書 | 学名 | 英名・和名 | 生育地域 | 掲載年 | Notes |
|--|--------------------------------|---|---|---|---|
| I | <i>Abies guatemalensis</i> | Guatemalan Fir グアテマラモミ | 中央アメリカ | 1975 | (timber) NT |
| | <i>Araucaria araucana</i> | Monkey Puzzle Tree チリマツ | アルゼンチン、チリ | 1975 | Originally in Appendix II, Chilean pop'n to App. I in 1979 & others in 2000. (timber; horticult.) |
| | <i>Dalbergia nigra</i> | Brazilian Rosewood ブラジリアンローズウッド | ブラジル | 1992 | (timber) |
| | <i>Fitzroya cupressoides</i> | Alerce アレルセ | アルゼンチン、チリ | 1975 | (timber) T; Chilean coastal pop'n to App. II in 1983 and back to App. I in 1987 |
| | <i>Pilgerodendron uviferum</i> | Parlatore's Podocarp ピルゲロデンドロン | アルゼンチン、チリ | 1975 | NT |
| | <i>Podocarpus parlatorei</i> | Parlatore's Podocarp アンテスマキ | アルゼンチン、ボリビア、ペルー | 1974 | |
| | II | <i>Aquilaria malaccensis</i> <i>Aquilaria</i> spp. ^{#1} and <i>Gyrinops</i> spp. ^{#1} (from 12 January 2005) | Agarwood ジンコウ | インド、ブータン、ミャンマー、バンラデシュ、マレーシア、インドネシア、フィリピン (<i>A. malaccensis</i>) | 1995 2005 |
| <i>Caryocar costaricense</i> ^{#1} <i>Gonystylus</i> spp. ^{#1} | | Aji コスタリカハターナットキ Ramin ラミン | コスタリカ、パナマ インドネシア、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、パプアニューギニア、ソロモン諸島 | 1975 2002 | Indonesia = 27 spp. (timber). Transfer to App. II effective January 2005. |
| <i>Guaiacum</i> spp. ^{#2} | | Lignum-vitae リグナム・イタ | カリブ海周辺諸国、コロンビア、ベネズエラ、中央アメリカ | 2002 | (timber) T; <i>G. sanctum</i> listed since 1975 & <i>G. officinale</i> since 1992 |
| <i>Oreomunnea pterocarpa</i> ^{#1} | | Caribbean Walnut オレオムネア プテロカルハ | コスタリカ | 1975 | (timber) NT Originally listed in App. I in 1975, |
| <i>Pericopsis elata</i> ^{#5} | | Afromosia アサメラ、アフロモシア、クロデュア | 西アフリカ | 1992 | (timber) |
| <i>Platymiscum pleistachyum</i> ^{#1} | | Quira Macawood プラティミスチウム プレイオスタキウム | コスタリカ | 1975 | (timber) Originally listed in App. I; transferred to App. II in 1989 |
| <i>Prunus africana</i> ^{#1} | | African Cherry; Stinkwood アフリカンチェリー | アンゴラ、ブルンジ、カメルーン、エチオピア、ケニア、マダガスカル、モザンビーク、ルワンダ、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザイール、ザンビア | 1995 | (timber/medicinal) |
| <i>Pterocarpus santalinus</i> ^{#7} | | Red Sandalwood レッド・サンダー、紅木、レッド・サンダールウッド | インド | 1995 | (timber/medicinal) |

| | | | | | |
|-----|--|---|--|------|--|
| | <i>Swietenia humilis</i> ^{#1} | Mexican Mahogany メキシカンマホカニー | 中央アメリカ | 1975 | (timber) NT |
| | <i>Swietenia mahagoni</i> ^{#5} | American Mahogany マホカニー | カリブ海周辺諸国、アメリカ | 1992 | (timber) NT |
| | <i>Swietenia macrophylla</i> ^{#6} | Big-leaf Mahogany オオバマホカニー | 南北アメリカ | 1995 | (timber) also listed 1998; 1999; 2001; 2002 and 2003 (medicinal) |
| | <i>Taxus wallichiana</i> ^{#10} | Himalayan Yew イイ | ヒマラヤ諸国、ミャンマー、ベトナム | 1995 | (medicinal) |
| | <i>T. cuspidata, fuana, sumatrana and chinensis</i> ^{#10} | Asian yews イイ科 | アジア | 2005 | (medicinal) |
| III | <i>Cedrela odorata</i> ^{#5} | West Indian Cedar セドロー、スパニッシュセドロー | 中央アメリカ、カリブ、南アメリカ (アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ペルー、ベネズエラ) | 2001 | Listed by Peru (Peruvian pop'n)& Colombia (Colombian pop'n) |
| | | | ネパール、インド、インドシナ、タイ、マレーシア、インドネシア、パプアニューギニア、ギニア、ソロモン諸島、フィジー | 2002 | |
| | <i>Podocarpus neriifolius</i> ^{#1} | Yellow Wood 初イマキ | ネパール、インド、インドシナ、タイ、マレーシア、インドネシア、パプアニューギニア、ギニア、ソロモン諸島、フィジー | 1975 | Listed by Nepal |
| | <i>Dipteryx panamensis</i> | Almendro | コスタリカ、コロンビア | 2003 | Listed by Costa Rica |
| | <i>Tetracentron sinense</i> ^{#1} | Tetracentron スイセイジュ | ブータン、中国、インド、ミャンマー、ネパール | 1975 | Listed by Nepal |
| | <i>Magnolia liliifera</i> ^{#1} var. <i>obovata</i> | Magnolita, Egg Magnolia マグノリア リリイェラ変種ホウアータ | カンボジア、中国、インド、ギニア、タイ、ベトナム | 1975 | Listed by Nepal |

表の脚注 (ANNEX 1)

T : いくつかの現行の取引 NT : 現在は取引されていないもの

附属書 I、II、IIIの植物種に関する注釈の解釈

第1条 (b) (iii) の規定に従い、附属書II又は附属書IIIに掲げる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「#」及び数字は、当該種又は種よりも大きな分類群に属する種の個体の部分又は派生物のうち次のとおり特定されているものについてこの条約が適用されることを示す。

- #1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
- (a) 種子、胞子及び花粉 (花粉塊を含む。)
 - (b) 試験管中で固体又は液体の培地によって得られた実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
 - (c) 人工的に繁殖させた植物の切花
- #2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物
- (a) 種子及び花粉
 - (b) 試験管中で固体又は液体の培地によって得られた実生又は組織培養体であって無菌

- の容器で輸送されたもの
- (c) 人工的に繁殖させた植物の切花
 - (d) 化学的派生物及び医薬品の完成品
- #3 根の全体、薄く切られた根及び根の一部（粉末、錠剤、抽出物、強壯剤、茶、菓子類その他の加
工されたものを除く。）
- #4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
- (a) 種子（メキシコ原産のメキシコ産サボテンの種子を除く。）及び花粉
 - (b) 試験管中で固体又は液体の培地によって得られた実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
 - (a) 種子及び花粉（花粉塊を含む。）
 - (b) 試験管中で固体又は液体の培地によって得られた実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
 - (c) 人工的に繁殖させた植物の切花
 - (d) 人工的に繁殖させた *Vanilla*（ヴァニラ）属の果実並びにその部分及び派生物
- #5 丸太、製材及び薄板
- #6 丸太、製材、薄板及び合板
- #7 丸太、木の切れ端及び未加工の破片
- #8 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
- (c) 人工的に繁殖させた植物の切花
 - (d) 帰化植物又は人工的に繁殖させた植物の果実並びにその部分及び派生物
 - (e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたオープンティア属オープンティア亜属の茎節（パッド）並びにその部分及び派生物
- #10 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
- (a) 種子及び花粉
 - (b) 医薬品の完成品

ANNEX2 : 決議 10.13 (CoP13 で改正) 木材種に関する条約の実施

改正案には関係する分類群に関する生物学および取引上の最大限の情報を盛り込むべきであることを認識し、

そのような情報は木材取引および／または森林経営に関する専門知識を持つ国際組織からしばしば入手できることを意識し、

附属書 I および II および III の解釈に言及された部分および派生物は明瞭に定義されるべきであることを認識し、

締約国が木材の年間取引に関して十分に報告し、合意された測定単位を使う必要性を強調し、

曖昧なところのない木材の識別は、その性質上、特定の専門知識を必要とする複雑な手順になり得ることを意識し、

木材識別資料の作成が条約の有効な実施にとって不可欠であり、作成の費用はかなりの額になることを認識し、

木材取引グループおよび施行係官と話し合い、木材種の現地名およびそれに対応する学名に関する標準命名法の使用について合意に達するためにいくつかの国の当局が採用してきた方法は有用と思われることに留意し、

さらに、条約の目的は国際取引による過剰伐採から一定の種を保護することにより、現世代および将来の世代のために野生動植物相の保護を保証することであることに留意し、

条約は条約の第 3 条、4 条、5 条の要件に従う取引により、および生物学的な状態の評価および有効性のある施行のための取引の監視の改善により、木材種を含む動植物の保護の推進において決定的な役割を果たすことができることにも留意し、

商業取引は当該種の存続に悪影響を与えないレベルで実施されるならば、種および生態系の保護にとって有益な場合があることを認識し、

締約国は附属書に掲げられたいかなる種に関しても、より厳重な国内措置を講じる権利を有することも認識し、

そのような措置は掲載された種の保護とは無関係な影響を及ぼすことがあり、当該種が CITES 附属書に掲げられた目的と直接関係しない目的のために講じられる可能性があることを意識し、

附属書 II または III への種の掲載がその種の取引の禁止を意味するという誤解があることにも留意し、

そのような誤解は CITES に掲げられた木材種の建築家、技術者、商業事業その他による利用の禁止または制約、および消費者によるそのような品目の使用の減少を含む負の影響を及ぼすことがあることを認識し、

教育は条約の有効性のある実施における重要な手段であることを承知し、

寒帯、温帯、熱帯の国際的に取引されている多くの木材種が適当な植林技術を通じて持続可能な方法で管理可能だが、他の木材種についてはそのような知識が現在欠けていることに留意し、

いくつかの木材種は悪影響を及ぼすレベルの使用および国際取引のために脅かされている可能性があることに留意し、

条約締約国会議は

次のとおり勧告する。

国際組織に関して

- a) 木材種に関して改正案を提出する意図を持ついかなる締約国も、生物学的大約および取引のデータを確認または要求するには、(他の合意された手続きとは無関係に) 下の表に掲載した組織中の最低4組織 (BとTという2つのタイプ各々から2組織) と協議し、締約国に配布するために事務局に送付する前に、あらゆる関係情報を改正案に盛り込むべきである。

| 略号 | 国際組織 | データ | |
|-----------------------|-------------------|-----|---|
| ATO | アフリカ木材機関 | | T |
| ATTO | アジア太平洋木材取引機関 | | T |
| CIFOR | 国際林業研究センター | B | |
| FAO | 国連食糧農業機関；林業部門 | B | T |
| IBFRA | 国際北方木材研究協会 | B | |
| ITTO | 国際熱帯林機関 | B | T |
| IUFRO | 国際森林研究機関連合 | B | |
| IUCN | 国際自然保護連合 | B | |
| IWPA | 国際木材製品協会 | | T |
| SPT-TCA | アマゾン協力協定暫定事務局 | B | |
| TRAFFIC | トラフィック | B | T |
| UCBD | 欧州硬木連合 | | T |
| UNEP-WCMC | 世界自然保護 モニタリングセンター | B | |
| WWF | 世界自然保護基金 | B | |
| B = 生物学的データ T = 取引データ | | | |

- b) 木材種に関する CITES 附属書改正案が提出された時、決議 9.24 (Cop13 で改正) の 2 番目の決議の段落 h を施行するため、事務局は ITTO、FAO、IUCN の見解を求め、それらを締約国会議に提出する。

部分および派生物に関して

- c) CITES 附属書の注釈に関し、次の定義を適用する。

i) 丸太

樹皮を剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られ、挽き材、パルプ材またはベニヤ板に加工するためのすべての木（HS コード 44.031）。

ii) 挽き材

単純に縦方向に挽かれた木もしくは縦断チップ工程によって製造された木。挽き材は普通厚みが 6mm を超える（HS コード 44.061、HS コード 44.071）。

iii) ベニヤ板

普通 6mm 以下の均一の厚みを持ち、普通剥がされるかまたは薄く切られた木の薄層またはシートで、ベニヤ張りの家具、ベニヤ容器などのための合板の製造に使われる（HS コード 44.081）。

iv) 合板

互いに貼り合わせて押しつけた 3 枚以上の木材シートで構成され、連続する層の木目がほぼ交叉するよう配置したもの（HS コード 44.12.131、HS コード 44.12.141、HS コード 44.12.221）、および

- d) 木材として取引される種の部分および派生物に関する附属書における注釈では、可能な限りの範囲で、世界税関機構の調整システムの関税分類に基づく定義を用いる。

木材種に関する改正案に関して

- e) 附属書ⅡまたはⅢに木材種を掲げる提案では、どの部分および派生物を規制するかを明瞭に示す。
- f) これらの部分や派生物が丸太、挽き材、ベニヤ板でないとき、輸出許可書または再輸出証明書の有効期間の延長および／またはそれに記載された目的地の変更のための手続きを適用すべきである場合、提案国はそれと関連して決議 12.3（Cop13 で改正）の改正も提案する。

「人工的に繁殖された」の定義に関して

- g) 単一種人工林で育成された木から取られた木材は、決議 11.11（Cop13 で改正）に含まれる定義に従い、人工的に繁殖されたものとみなす。

木材種の保護における条約の役割の一般による理解の改善に関して

- h) 締約国は附属書ⅡまたはⅢに掲げられた種の木材標本の取引に対してより厳重な国内措置を課す前に、保護および取引に対する可能な限りの有害な影響を考慮する。
- i) 管理当局は政府機関（地方自治体を含む）、NGO、産業界、一般大衆と協力し、条約の目的、規定、実施に関する情報を作成および提供することにより、附属書への種の掲載が種の標本の取引の禁止を意味するという誤解に反論し、附属書ⅡおよびⅢに掲げられた木材種の国際取引および利用は一般に許可され、有益にもなり得るというメッセージを行き渡らせる。

懸念される木材種に関して

1 「純輸出水準」とは、締約国の年次報告書中の輸出入データをもとにある生息国から輸出された標本の総数から同国によって輸入された標本の総数をひいたものである

- j) 分布国は生物学的状態および植林の必要性に関する知識により懸念が持たれる国内の国際的に取引されている木材種に特に注意する。

ANNEX3 : 決議 9.25 附属書Ⅲへの種の掲載

第16条1項により、締約国は附属書Ⅲに種を掲載する権利を与えられていることを認識し、

第2条3項では、締約国が取引の規制において他の締約国の協力を必要とする場合のみの締約国による附属書Ⅲへの種の掲載を規定していることを想起し、

附属書Ⅲへの掲載を要求する締約国およびその隣国の領土を越えた自然分布域を持つ種に関し、

そのような掲載では必ずしも全生息国を包含する必要はないことを認識し、

第1回締約国会議（ベルン、1976）で採択された決議1.5が、附属書Ⅲに含まれる種の容易に識別可能な部分と派生物すべてを包含するよう勧告していることに留意し、

第5回締約国会議（ブエノスアイレス、1985年）で採択された決議5.22が、附属書Ⅲに掲載する種に関する基準を勧告したことに留意し、

第7回締約国会議（ローザンヌ、1989年）で採択された決議7.15が、締約国に対し、種の附属書Ⅲへの掲載または附属書Ⅲからの削除を締約国会議会合で宣言するよう奨励していることに留意し、

第8回締約国会議（京都、1992）で採択された決議8.23が特に、附属書Ⅲに掲載する種を提出する前に、締約国はその種の取引上の状態および生物学的状態に関し、動物委員会または植物委員会の助言を要請するよう勧告していることに留意し、

附属書Ⅲには、まったく国際取引が行われないか、あるいは稀にしか国際取引が行われず、したがって、条約が有効でない種が含まれていることを意識し、

多くの締約国が、附属書Ⅲに関する条約の規定を履行する管理上の負担を進んで引き受けようとしていないことを看取し、

この不満足な履行状態が生じているのは、締約国が附属書Ⅲの有効性を完全には納得していないためであると信じ、

決議1.5勧告5は、国内法の十分な履行の必要性を取り上げていないという点で欠陥があることを認識し、

第8回会合（京都、1992）で表明された決議の数を減らしたいという締約国会議の希望を想起し、

附属書Ⅲに関する条約の有効な履行のためには、附属書Ⅲへの種の掲載に関し、前文で表明された条約の狙いを反映する明快なガイドラインを示すことが望ましいことを考慮し、

条約締約国会議は

附属書Ⅲへのある種の掲載を考えた場合、締約国は以下のことを行うよう勧告する。

- a) 次のように保証する。
- i) その種はその国に原生する。
 - ii) 種の保護のために使用を防止または制限し、取引を規制する上で、十分な国内法規があり、それらは違法な採取、取引、所有に対する罰則と没収に関する規定を含む。
 - iii) 国内施行手段はこれらの規制の履行という点で十分である。そして
 - iv) 木材を得るために取引される種に関し、特に附属書Ⅲへの掲載を要求する国の種の保全という観点から、その掲載により条約の目的とその効果的施行をもっとも良く達成するような地理的に離れた種個体群のみを含めることを考慮する。
- b) これらの法規と手段にも関わらず、違法取引の規制には、締約国の協力が必要であることを示す徴候があると判断する。
- c) 他の生息国の管理当局、既知の主な輸入国、事務局、動物委員会または植物委員会に、附属書Ⅲへのその種の掲載を考慮中であり、そのような掲載が潜在的に持つ影響力に関してそれらの意見を求めたい旨を伝える。そして
- d) 規定の協議の後、また、その種の生物学的状態と取引状態から、その行動が正当化されると満足できた後、附属書Ⅲへの掲載を希望する種の名称を事務局に提出する。

さらに、緊急な掲載の必要性が無い限り、附属書Ⅲへの種の掲載もしくはそこからの種の削除を意図する締約国は、締約国会議会合の少なくとも3ヵ月前までにその意図を事務局に通知し、その会合で採択された附属書Ⅰと附属書Ⅱの改正と同じ日にそれが発効することを保証するために間に合うよう締約国がその改正について通知されるよう勧告する。

事務局に対し、次のように指示する。

- a) 各締約国会議会合の後に、あるいは正当な根拠があった場合はそれ以外の時点でも、変更された附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをまとめて公表する。そして
- b) 附属書Ⅲへのある種の掲載を締約国に知らせる前に、第16条4項に従い、当該締約国からすべての関連国内法ならびに条例のコピーを確実に受理する。

動物委員会と植物委員会に対し、入手可能な資金提供を条件として、附属書Ⅲの種の状態の検討にあたり、必要に応じて締約国を支援するよう要請する。

附属書Ⅲに種を掲載した締約国に対し、これらの種の状態を定期的に検討し、これらのガイドラインおよび動物並びに植物委員会の勧告を考慮に入れた上で、それらを附属書に維持する必要性を考慮するよう促す。そして

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 1.5 (ベルン、1976) －条約のある規定の解釈と履行に関する勧告－ 3、4、5 項
- b) 決議 5.22 (プエノスアイレス、1985) －附属書Ⅲへの種の掲載に関する基準－勧告の a) および b)、要請の段落
- c) 決議 7.15 (ローザンヌ、1989) －附属書Ⅲの改正
- d) 決議 8.23 (京都、1992) －附属書Ⅲの検討

ANNEX4 : 決議 12.8 (CoP13 で改正) 附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討

条約第 4 条 2(a) 項で、輸出許可書を発給する条件として、その輸出は当該種の存続に対して悪影響を与えないと輸出国の科学当局が助言したことが必要とされていることを想起し、

条約第 4 条 3 項で、各締約国の科学当局が附属書 II 掲載種の輸出を監視し、生息域全体にわたり、その種が生態系で果たす役割と一致する水準に維持するために、このような輸出を制限するためにとるべき適当な処置を管理当局に助言することが必要とされていることを想起し、

条約第 4 条 6(a) 項で、海からの持ち込みの証明書を発給する条件として、その輸出は当該種の存続に対して悪影響を与えないと海から持ち込む国の科学当局が助言したことが必要とされていることも想起し、

附属書 II 掲載種の輸出を許可している一部の国が、条約第 4 条 2(a)、3 並びに 6(a) 項を有効に実施していないこと、およびそのような場合に、個体数評価およびモニタリング計画など、附属書 II 種の輸出がその種の存続に対して悪影響を与えない水準で行われると確約するために必要な措置が講じられていないこと、および多くの種の生物学的状態に関する情報がしばしば入手できないことを憂慮し、

第 4 条の適切な実施が附属書 II 掲載種の保護および持続的な利用に不可欠であることを想起し、

第 8 回締約国会議(京都、1992 年)で採択され第 11 回会議(ギギリ、2000 年)で改正された、決議 8.9 (改正)に明記された、著しい取引の再検討と呼ばれる、動物委員会ならびに植物委員会による附属書 II の種の標本の取引に関する再検討の重要な有益性およびその手続きをさらに明確かつ単純にする必要性に留意し、

条約締約国会議は

著しい取引の再検討の実施に関して

動物並びに植物委員会に対し、事務局および専門家と協力し、かつ生息国と協議し、次の手続きに従い、著しい取引の対象となる附属書 II 掲載種に関する生物学的、取引上、その他の関連情報を再検討し、かつ、条約の 4 条 2(a)、3 並びに 6(a) 項の実施に関する問題並びに解決策を特定するよう命じる。

再検討する種の選択

a) 事務局は UNEP 世界自然保護モニタリングセンター (UNEP-WCMC) に対し、締約国会議の各会合後 90 日以内に、最近 5 年間の附属書 II 掲載種に関して記録された純輸出水準¹を示す年次報告統計の CITES データベースの要約を作成するよう要求する。

b) 動物または植物委員会、事務局、締約国または他の関連する専門家が入手できる記録さ

れた取引水準および情報に基づき、優先問題として動物または植物委員会による再検討を受ける種が選択される（その種が以前に再検討の対象とされたかどうかは問わない）。

- c) 新たな情報により緊急問題であることが示された例外的場合には、動物または植物委員会が別の段階で、問題のある種の一覧表に種を追加することができる。

第4条の実施に関する生息国との協議

- d) 事務局は種が選択される動物または植物委員会の会合後 30 日以内に、選択された種の生息国に通達し、選択の理由を説明し、かつ、委員会によって特定された条約第4条実施について起こり得る問題に関する意見を要求する。生息国は 60 日以内に回答する。
- e) 事務局は動物または植物委員会に対し、他の関連情報も含め、当該生息国の回答について報告する。
- f) 動物または植物委員会が入手可能な情報を検討した後、条約第4条2(a)、3または6(a)項が正しく実施されていると確信した場合、その種は当該国については再検討から除外される。その場合、事務局は 60 日以内に締約国にその旨を通達する。

情報の編纂および予備類別

- g) 上記 f) 項に従い、その種が再検討から除外されない場合は、事務局はその種に関する情報の編纂を進める。
- h) 必要に応じて事務局はその種の生態並びに管理および取引に関する情報を編纂するためにコンサルタントを雇用し、コンサルタントは編纂したものに盛り込む情報を取得するために生息国または関連する専門家と連絡をとる。
- i) 事務局またはコンサルタントのいずれか適切な方が、選択された種に対する国際取引の影響に関する結論、そのような結論に達した根拠および第4条の実施に関する問題を要約し、かつ、選択された種を暫定的に3種類に類別する。
 - i) 「緊急の問題がある種」には、条約第4条2(a)、3または6(a)項の規定が実施されていないことが入手可能な情報により示された種が掲載される。
 - ii) 「問題の可能性がある種」には、それらの規定が実施されているか否かが明らかでない種が掲載される。
 - iii) 「問題が最小限の種」には、それらの規定が満たされていることが入手可能な情報により示された種が掲載される。
- j) 事務局またはコンサルタントの報告が動物または植物委員会によって考慮される前に、事務局はそれを関係する生息国に送達し、意見および必要に応じて追加情報を求める。生息国は 60 日以内に回答する。

動物または植物委員会による情報の検討および類別の確認

- k) 動物または植物委員会は事務局またはコンサルタントの報告および当該国から受領した

回答を検討し、適切な場合は提案された予備類別を修正する。

- 1) 問題が最小限の種は再検討から除外する。検討中に第4条2(a)、3または6(a)項の実施と関連しない問題が特定された場合、条約および関連決議の他の規定に従い、事務局がそれらと取り組む。

勧告の作成および生息国への通知

- m) 動物または植物委員会は事務局と協議した上で、残りの種に関する勧告を作成する。勧告は当該生息国に向けて作成される。
- n) 緊急の問題がある種については、それらの勧告において第4条2(a)、3または6(a)項の実施に関係する問題と取り組むための特定の処置を提案すべきである。そのような勧告は短期と長期の処置を区別し、かつ、例えば次のものを含むことができる。
 - i) 当該種の輸出に関する管理手続き、慎重な輸出割当量または一時的制約を定めること
 - ii) 当該種の採取および管理に関するさらなる決定が以前の採取および他の要因の影響の監視に基づき行われることを確約するための適応的管理手続きの適用
 - iii) 第4条2(a)または6(a)項の規定に従い必要とされる科学当局による「有害でないという判定」を下すための根拠を提供するために、分類別並びに国別の状態評価、フィールド調査、個体群に対する脅威または他の関連要因の評価を実施すること

これらの勧告の実施期限は動物または植物委員会が決定すべきである。それは実施される処置の性質に適したものとし、通常は当該国に送達した日から90日以上2年以下とする。

- o) 問題の可能性がある種については、その種を緊急の問題がある種と類別すべきか、問題が最小限の種と類別すべきかを動物または植物委員会が決定できるようにするために必要な情報をそれらの勧告で指定すべきである。取引の規制のために適切であれば、それらは暫定措置も指定すべきである。そのような勧告は短期と長期の処置を区別し、かつ、例えば次のものを含むことができる。
 - i) 分類別並びに国別の状態評価、フィールド調査、個体群に対する脅威または他の関連要因の評価を実施すること
 - ii) 暫定措置として当該種に関する慎重な輸出割当量を設定すること

これらの勧告の実施期限は動物または植物委員会が決定すべきである。それは実施される処置の性質に適したものとし、通常は当該国に送達した日から90日以上2年以下とする。

- p) これらの勧告は事務局により当該生息国に通知される。

勧告の実施に関して講じられる措置

- q) 事務局は動物または植物委員会の議長と協議した上で、上記で言及した勧告が実施されたかどうかを判断し、その旨を常設委員会に報告する。
- r) 勧告が実施された場合は、事務局は常設委員会の議長と協議した上で、その種がこのプ

ロセスから除外されたことを締約国に通達する。

- s) 事務局が動物または植物委員会の議長と協議した上で、n) または o) 項に従い動物または植物委員会が行った勧告を生息国が実施したと確信できない場合、事務局は常設委員会に適切な処置を勧告し、それには最後の手段として、その国との影響される種の取引の一時停止も含めることができる。事務局の報告に基づき、常設委員会は適切な処置を決定し、当該国または全締約国に対して勧告を行う。
- t) 事務局は常設委員会が行った勧告または処置について締約国に通達する。
- u) 当該国との影響される種の取引を一時停止するという勧告は、その国が第4条2(a)、3または6(a)項に遵守していることを実証し、事務局を通じて常設委員会がそれを確信した場合にのみ撤回すべきである。
- v) 常設委員会は事務局および動物または植物委員会の議長と協議した上で、2年を超える取引停止の勧告を再検討し、適切であれば状況と取り組むための措置を講じる。

生息国への支援に関して

締約国並びに野生生物の保護および持続的利用に関心を持つすべての組織に対し、かなりの国際取引の対象とされる動植物の種の野生個体群が、それらの存続にとって有害な取引の対象とされないよう確約するために、補助を必要とする国に対して財政支援または技術的補助を提供するよう促す。そのような措置としては次のような例がある。

- a) 生息国における保護要員の訓練
- b) 当該種の標本の生産および輸出に関与する人物および組織への情報およびガイダンスの提供
- c) 生息国間での情報交換の促進
- d) 技術的な装置および支援の提供

事務局に対し、生息国における資金調達の必要性の特定並びに通報およびそのような資金調達の潜在的財源の特定を補助するよう命じる。

監視、報告および種の再検討プロセスへの再導入に関して

事務局に対し、本決議および条約第4条の関連する項の実施の監視および促進を目的として、次のとおりに命じる。

- a) 動物または植物委員会の各会合で、当該生息国によるその委員会が行った勧告の実施に関して報告する。
- b) 本決議に明記された再検討プロセスを受ける種の登録簿および勧告の実施に関する進捗状況の記録を維持する。

フィールド調査の調整に関して

事務局に対し、適切であれば動物委員会または植物委員会の委員長と協議した上で、IUCNやその他の適切な専門家と契約し、UNEP-WCMC と共同で、著しい水準の取引の対象になっていると特定された附属書Ⅱの種について要求されるフィールド調査の実施を調整し、そのような調査に必要な資金を調達するよう命じる。かつ

決議 8.9 (改正) (京都、1992 年、ギリギリ、2000 年で改正)－野生から取得された附属書Ⅱ掲載種の標本の取引を廃棄する。

TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature. It has offices covering most parts of the world and works in close co-operation with the Secretariat of the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES).

For further information contact:

The Executive Director
TRAFFIC International
219a Huntingdon Road
Cambridge CB3 0DL
UK
Tel.: (44) 1223 277427
Fax: (44) 1223 277237
Email: traffic@trafficint.org

TRAFFIC

is a joint programme of



IUCN
The World Conservation Union